

広報広聴特別委員会

令和8年1月20日

【開催日】 令和8年1月20日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後7時11分

【出席委員】

委員長	宮 本 政 志	副委員長	山 田 伸 幸
委員	穂 本 真 一	委員	伊 場 勇
委員	大 井 淳一朗	委員	大 年 恒 夫
委員	奥 良 秀	委員	北 永 千 賀
委員	白 井 健一郎	委員	武 野 裕 司
委員	恒 松 恵 子	委員	中 岡 英 二
委員	中 島 好 人	委員	中 村 博 行
委員	濱 本 健 吾	委員	福 田 勝 政
委員	藤 岡 修 美	委員	藤 谷 圭 子
委員	前 田 浩 司	委員	矢 田 松 夫
委員	脇 本 直 美		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高 松 秀 樹		
----	---------	--	--

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

局長	石 田 隆	局次長	中 村 潤之介
庶務調査係長	山 田 寿実子	議事係書記	末 岡 直 樹
庶務調査係書記	和 田 悠 花		

【審査内容】

- 1 議会報告会について
- 2 議会モニター制度について
- 3 議会だよりの発行について
- 4 その他

午後 1 時 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから広報広聴特別委員会を開催いたします。本日の付議事項の 1 点目に入ります。議会報告会についてという付議事項になっております。まず、先月の 12 月定例会の議会報告会について議論に入っていきます。脇本部長、12 月定例会の議会報告会について、部会のこれまでの議論及びその部会で決まったことを説明してもらってもいいですか。

脇本直美委員 それでは、広聴部会 A 班における部会決定事項について御報告いたします。議会報告会の実施に当たり、必要な事項について部会で話し合いを行いました。議会報告会については、A 班といたしましては、このたびの 12 月定例会後の議会報告会を開催しないこととしました。理由といたしましては、A 班、B 班が合同で話し合いを行った結果、3 月と 9 月の定例会後は従来どおり議会報告会と意見交換会を A 班が主体となり開催する。6 月と 12 月の定例会後は、テーマを定め、意見を求める意見交換会を B 班が主体で開催することとなりました。また、このたびは B 班が主体となり、新たな広聴手段として、テーマを定めた意見交換会を開催することとなりますので、A 班は役目を定め、広聴機能の充実につながるよう努めていくことといたしました。役割につきましては、A 班、B 班で話し合いをして決めていくこととなりました。現在決まっている役割については、A 班がアンケートを作成することとなり、アンケートの内容といたしましては、今後の議会報告会、意見交換会の運営に関する内容とする案が出ております。また、議会報告会の実施要綱の改正が必要となりますので、改正案につきましては、部会案が委員会で決定された後に行うことといたします。以上で広聴 A 班の報告を終わります。

宮本政志委員長 12 月定例会以外の定例会に関する議会報告会も一緒にして

全体的な説明があったので、分かりにくかったと思いますけど、要は12月定例会の議会報告会はやらないと。実施しない理由としたら、B班が市民から意見を広く聴いていきますよというところの理由かな。その辺りを今一遍に全部言われたけど。12月定例会の議会報告会を開催しない理由を端的に二つ言ったんじゃないかな。もう一度言ってもらっていいですか。

脇本直美委員 理由といたしましては、3月と9月の定例会後は従来どおり議会カフェという形で、議会報告会と意見交換会をA班がやると分担を決め、6月と12月の定例会後は、テーマを決めて、意見を求める意見交換会をB班が主体で行うという役割分担を決めたことがまず一つと、A班は何もしないというのではなくて、B班が開催する意見交換会を進めるために協力していくという理由で、このたびの議会報告会は行わないと決まりました。

宮本政志委員長 要は3月と9月定例会を今後重視して、議会報告会をやっていきますと。6月と12月定例会については議会報告会を実施いたしませんと。先月の12月定例会の議会報告会もこのたびはやりませんと。それから、B班だから穂本班かな。そちらの今回の活動の協力をする。もう少しそこを詳しく聞いていいですか。具体的にどういう協力を部会でやっていこうとなったのかな。

脇本直美委員 現在までの話合いでは、A班はアンケートを作成するということになっており、アンケートの内容としては、今後の議会報告会、意見交換会の運営に関する内容にしていくという形での協力が決まっております。その後については、A班、B班で話合いを進めながら、A班ができることはやっていくという形になります。

宮本政志委員長 アンケートで協力をしていくってことね。そうすると、穂本部会長、B班がこのたびどういうことをされるかについて、部会の報告

をもらっていいですか。

穂本真一委員 B班からの報告をさせていただきます。B班としては、2月12日木曜日、1回目が10時から本山地域交流センターにて、2回目が15時から不二輸送機ホールの小ホールにて、意見交換会を開催させていただきたいと思っています。交通不便地域の解消についてというテーマを掲げておりますが、もう少し絞って、コミュニティバスについて、デマンド型交通について、タクシーについて、ライドシェアについてというテーマに沿って話を進めて、それに伴う資料を作成して、市民の方にお配りして会を進めたいと思っております。次第の流れにおきましては……

宮本政志委員長 次第はいいです。取りあえず今の説明があったところまででお聞きしたいんだけど、意見交換会っておっしゃったかな。内容はもう言われたけど、もう少し意見交換会の定義っていうか、どういう意味での意見交換会か、お聞きしていいですか。

穂本真一委員 広聴B班が今までの議会カフェ、モニター制度、市民懇談会を実施されるということなので、それ以外の手段として、より多くの市民の声を聴くために議員が自ら市民の元に出向いて、市政に反映される意見を聴取するということを目的に考えています。

宮本政志委員長 ごめん、聞き間違いかな。今、最初B班って言ったかな。

穂本真一委員 B班です。

宮本政志委員長 今、市民懇談会、モニター制度、議会報告会がB班って聞きたんだけど、それはA班よね。それ以外のことをB班がってこといいよね。（「すみません」と呼ぶ者あり）それで、先ほどおっしゃったような形で意見交換を一応予定として――実施日、それから場所、会場、

それを今おっしゃった。テーマについては、ちょっと分かりにくかった。もう一度言ってもらっていいですか。1番目、2番目、2点目とか言ったかな。テーマが五つに聞こえたんだけど。もう少しテーマについて詳しくお聞きしていいかな。

穂本真一委員 1番がコミュニティバスについて、2番がデマンド型交通について、3番がタクシーについて、4番がライドシェアについて、以上を考えております。

宮本政志委員長 ということは、テーマが四つってことね。1番2番3番4番ってことは、テーマを四つ掲げて意見交換会をするっていう解釈でいいのかな。穂本部会長以外にもB班の委員の方、付け加え等があったら、意見をどんどん言ってもらってもいいですよ。

奥良秀委員 部会長のお言葉をどうこう言うつもりはないんですが、テーマは一つしかありませんので、交通不便地域の解消についてお話を聴くということで。先ほど部会長からお話があった各種タクシーであったり、ライドシェアであったりというのは、あくまでもテーマではなくて、そういったものをどのように感じておられるかっていう意見聴取をしたいと考えております。もちろんこれ以外にも、その他というところでいろんな意見を聞けると思いますので、テーマとしては先ほど言いました一つしかありません。

宮本政志委員長 そうすると、意見交換会のテーマとしたら、交通不便地域の解消って言ったかな。それについて1テーマですと。その中で少し絞っていくと、コミュニティバスについて、デマンド型交通について、タクシーについて、ライドシェアについてというようなことを市民の方から意見を聴取しながら、そのほかのことも仮に市民の方が言われたら関係ありませんではなくて、それは意見として聴いていきますよっていう流れで部会はまとまったのかな。穂本部会長、確認させてもらっていいで

すか。

穂本真一委員 そのような形でございます。テーマは一つということでお願いします。

宮本政志委員長 先ほど協本部会は、意見交換会の場で今後の議会報告会に関するアンケートをさせていただいて協力という形でいいのかな。A班の委員の方、もし補足等があったら意見を言っていたきたいんだけど。広聴Aは今の僕の受け止め方でいいのかな。広聴Aの方、誰でもいいですよ。部会長が言ってくれば1番いいけど。

脇本直美委員 現在、アンケートの内容としてはそのような形で、今後話合いによって、アンケートの内容を追加したり変更したりするっていう場合はあるかと思います。

宮本政志委員長 アンケートの中身のことを聞いたんじゃないくて、今、広聴B班が意見交換会を実施しますと。その中で、広聴A班はアンケートを実施して協力させていただくということで受け止め方はいいのかなっていうことを確認したかったんだけど。ほかの委員の方、広聴部会A班の方はあるかな。その辺りしっかりしないと。12月定例会の議会報告会はやりませんという前提で今報告を受けているので、そこの議論に少し入りたいんだけど、まず前提を確認しとかなないといけないからね。正しい部会の方向性を。

藤岡修美委員 今、部会長が言われたとおり、アンケートについて協力はしていきますが、従来のテーブル分けで委員全員参加するようなことになると思うので、もちろんその対応も参加させていただきます。

宮本政志委員長 今、藤岡委員が言われたのは、実際にどのような形でアンケートを取っていくかというところに少し触れられたと思うんですね。

例えば、テーブルを分けるなどです。そうじゃなくて、A班は12月定例会の議会報告会はやりませんと。それはなぜかと言ったら、3月定例会と9月定例会は、まず議会報告会をやろうとなりました。6月、12月定例会に関しては、議会報告会ではない違う方法でやるように部会としてはなりました。だから、先月行われた12月定例会の議会報告会はこのたびやりません。もう一つは、穂本部会長の広聴B班がやる意見交換会に何かしらの協力をさせていただくという方向性でした。何かしらとは何ですかと言ったら、議会報告会等に関するようなアンケートをさせていただくっていう報告と受け止めたから、「穂本班が行う意見交換会のときにアンケートをされるんですね」と確認しました。中身は聞いていないです。

脇本直美委員 そのような形でよろしいと思います。

宮本政志委員長 そういう形ね。それで委員の皆さん、広聴AとBの部会から、「議会報告会はこのたびはやりませんよ」ということで報告がありましたが、それについて御意見等はございますか。当然意見交換会についても絡んでいますから、意見を言われてもいいですよ。要は、論点は議会報告会はやらないということですね。御自由にどうぞ。

伊場勇委員 意見交換会をされるということは、とてもいいことだと思います。その中で、2月12日の10時からと15時からで分けられて、この内容についてお聞きしてもいいですか、委員長。どういう仕組みであるのかっていうところを。

宮本政志委員長 いいよ。大丈夫ですよ。

伊場勇委員 まず、これについては、出席される議員は全員でもいいかなと思っているんですが、その辺はどういうふうに考えられていますか。

穂本真一委員　今回は全員の参加をお願いしたいと考えております。

伊場勇委員　では、全員２２人が行くとしても、やっぱりそれぞれの規模について、どれぐらいの市民を想定して、もちろんその周知の仕方とかも絡んでくると思いますが、どういうふうにされるのか。決まっていることも含めて今の想定を教えてください。

穂本真一委員　現在、部会では、２回合わせて８８名を予定しております。全委員に各４名の市民に声をかけていただいて、参加者を集うということを考えております。そして、テーブルは６テーブルに分けさせてもらって、１テーブルにつき市民７名、議員３名の計１０名と。市民は１回４２名を２回集めるということで、班に分かれて会を進めていこうと考えております。

伊場勇委員　今まで議会報告会は、例えばチラシをつくったりとか貼り出したりとか、そういったところもしていたんですけども、なかなか時間がないので工夫も必要かなと思うんですが、どういうふうな取組で周知されるのか、決まっていればもうちょっと詳しく教えてください。

穂本真一委員　開催日と場所の内容に関しては、ホームページ、ＳＮＳなどで発信してもらおうと考えておりますが、より多くの市民に募るのではなくて、今回は議員の方に要綱を書いたペーパーをつくらうと思っていますので、それを利用して声かけに努めていただきたいと思います。

宮本政志委員長　伊場委員からの大体四つの大まかな内容確認について、穂本部会長から回答があったんだけど、穂本班のほうは何か補足する点はあるかな。一つ気になったのが、最初に対象議員は全員っておっしゃったけど、高松議長も出席するわけね。部会は、その辺りは含んだ上で参加が全員ってさっきおっしゃったよね。その辺りを確認させてもらっているんですか。穂本部会長どうですか。

穂本真一委員　今回、高松議長にも参加していただきたいと考えております。

宮本政志委員長　その参加について、具体的にもう少し詳細をお聞きしていいですか。

穂本真一委員　班に入っていただくのではなくて、会の進行に当たって、議長に挨拶をしていただきたいと考えております。

宮本政志委員長　穂本班の委員の方にお聞きしよう。参加というのは、最初から最後までですか。穂本部会長の意見でいいますと、高松議長には挨拶をしていただきますと。挨拶だけなら、参加っていう形で最初から最後まで全部っていうふうにちょっと僕は受け止められないんだけど。委員の方、部会の議論の結果どうなったかっていうことをもう少し詳しくお聞きしてもいいですか。

奥良秀委員　テーブルの構成の話はまだ上がってきてないと思うんですけど、高松議長にはテーブルの中に入っていただくのではなくて、議会の代表として会の挨拶に来ていただくと。その中で、あくまで私たち部会で考えているのは、高松議長、宮本委員長はやはり会を代表していますので、班の中に入ってもらわないように話を決めております。後は、山田副委員長も委員長に事故あるときということで、班から外す案を話し合っております。

宮本政志委員長　それは今、班割りと市民の意見交換の対応について、その場につくつかないかっていうことをおっしゃったと思うんだけど、僕が確認したいのは、議長も含めて22人全員参加してということのをさっき部会長がおっしゃったので、そうすると最初から最後まで議長も含めて出席という形の受け止め方でいいのかなと思ったの。

穂本真一委員 最後まで出席していただきたいと考えています。

宮本政志委員長 そこは後で議論になっていくと思いますので、また意見を聞いていきましょう。それと今、内容にいきなり入ったんだけど、ほかの委員からは内容の前に何か意見等はないですか。

伊場勇委員 意見ですけども、12月定例会の議会報告会をしないということについては、今の取組から後退しているわけではないと思っています。新しく細かく協議事項を決めて、市民に対してしっかりと意見を聴くというところについては、今までやろうとしてできなかったことでもありますので、これは前進であると思います。そして、年度が変わって、3月、9月は議会報告会がありますが、6月、12月は議会が主体的に意見交換会をスポット的にやっていくというところについては、より広聴機能は発揮されるべきものだと思いますので、今回の意見交換会については、新たな取組の一つとして、議会の広聴機能の中で発展的な取組だと考えます。

宮本政志委員長 今、伊場委員の意見の内容は分かるんだけど、僕が皆さんに聞きたいのは、広聴A班は議会報告会をこのたびは行いませんと。これは今から諮っていかないといけないんだけど、代わりにB班で意見交換会をやるんですってことで説明されたよね。内容の前に、委員長としてB班にお聞きしましょう。この意見交換会というのは、根拠、実施要項も含めて、こういったことをルールとして、前提にして行うんですか。立ち位置を少しお聞きしたいです。

穂本真一委員 おっしゃられるとおり、意見交換会においての実施要綱は現在ございません。ですので、今回は市民懇談会実施要綱を参考に意見交換会を組み立ててみようと考えております。以後、意見交換会実施要綱を作成してまいりたいと考えております。

宮本政志委員長 穂本部会長から説明がございましたけど、同じ部会の委員の方、何か補足する点はございますか。意見交換会の実施要綱はこのたびは作成に至っておりません。今後、意見交換会の実施要綱は、部会でしっかり議論をしていきます。これはもうつくる前提で議論していきますと。それから、このたびは市民懇談会の実施要綱を参考にして、意見交換会を行いたいと思っておりますっていう説明があったよね。何か補足する点がありますか。別段ないかな。（発言する者あり）ごめん、今、穂本班に聞いているから。ないですね。市民懇談会の実施要綱を援用するのかな。もう少し具体的に市民懇談会の実施要綱のどの辺りをどうだっという詳細を聞いていいですか。でないと、さっき止めたけど、その後の流れが実施要綱とそぐってなかったら少し話が変わってきて、その辺りの議論に入っていくといけないので、市民懇談会実施要綱のどの辺りをうまく援用して意見交換会をしていこうと思っているのか、参考としてお聞きしたいです。

穂本真一委員 市民懇談会の実施要綱を確認させてもらったら、第7条に「次第はおおむね次のとおりとします」というような流れも記載しておりますので、この流れを参考にして組み立てていきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 今の言われたところを具体的に説明してもらえますか。

穂本真一委員 市民懇談会実施要綱におきましては、まず1番に開会挨拶、2番に出席者の紹介、3番にテーマの趣旨説明、4番にテーマの報告、5番に意見交換、そして、最後の6番に閉会挨拶というふうな次第をおおむね次のとおりとしますと記載されております。これを参考にしながら組み立てていきたいと考えております。

宮本政志委員長 それは内容のことよね。穂本部会長、私が聞きたいのはそうじゃなくて、今回意見交換会というものをやりますと。意見交換会には開催する根拠となる実施要綱はございませんと。開催する根拠となる実

施要綱は今後つくっていくように検討していきますと。だから今回は開催するに当たって、市民懇談会の実施要綱を援用させていただきますと。その点について、まず開催できますよというのを押さえておかないと。今、内容の説明になったけど、勝手にできませんよね。その点をお聞きしているんだけど、委員の皆さん、何かないですか。さっきから穂本部長ばかりに意見を言わせているけど、部会で議論したんですか。

穂本真一委員 第2条第3項に「議長が必要と判断したときは、懇談会を開催できるものとします」という要綱がございまして、今回議会から必要とあるというところで、意見交換会を開催したいという流れに持っていきたいと思っております。

宮本政志委員長 そうすると、この市民懇談会の実施要綱っていうのが、第2条第3項のことを言われてるよね。ちょっと部会にお聞きしたいんだけど、そもそもこの市民懇談会というのは、この条例でいう主語、つまり発信者はまずどういうふうに捉えておられたんですか。ここを詰めておかないと。市民懇談会実施要綱を援用できるかどうか、あるいは援用しても全く論点がずれていくようでは話にならない。裏づけが要るので、その辺りを部会に確認しているんです。市民懇談会実施要綱の第2条を部会長がおっしゃったので、この文脈から部会でどのような解釈をされて市民懇談会実施要綱を援用しますってなったのか、その辺りをお聞きしたいです。奥委員でも中岡委員でもいいですよ。

中岡英二委員 市民懇談会実施要綱第2条に「市内で活動を行う団体及びおおむね10人以上の市民グループから議長に懇談会の開催の申込み」とあります。先ほど言われたように、第2項に懇談会の開催を希望する団体等は、市民懇談会の申込みを議長にする旨があります。そして、第2項の規定にかかわらず、議長が必要と判断したときは懇談会を開催できるものとなっておりますので、その条例を使って開催したいと思います。そして、懇談会のテーマは一つとなっておりますので、一つのテーマで

話し合っていくということです。それと具体的なのは、先ほど部会長が言われたように、「懇談会は２時間程度とし、次第はおおむね次のように」っていう第７条を利用して、参考にしながら進めていくということです。

宮本政志委員長　そうですね。できれば、後で広報部会のほうにも入っていくけど、広聴にしても部会長だけが説明をして、補足はありませんかって言ったのは、今のようなところを最初に補足してほしいんですよ。つまり、市民懇談会の実施要綱を援用して、このたび意見交換会をしますという説明がございました。それに当たって、第２条からいったら団体及びおおむね１０人程度の市民グループからってことですから、今の意見交換会は、議会から市民の皆さんに、先ほど言った交通不便地域の解消についての意見を聴かせてくださって投げかける意見交換ですよ。でも第２条の最初は、市民の方、団体から市議会に申入れがあった場合なんだけど、第３項の議長が必要と認めるときは我々がこういうことで意見を聴きたいんだっていうことも認めていただければできるんだという前提で、この市民懇談会の実施要綱を援用してさせていただきます。そういった意見交換会ですと。ただし、別に今後広聴Ｂ班がこういう意見交換会をどんどんできるように、別途の実施要綱を今後作成していくことを今から議論していきますということなんでしょう。他の部会の委員も含めて、そこまで最初に説明していただきたかったんですけど、今の僕の確認の内容というのは間違っていないかな。穂本部会長、いかがですか。

穂本真一委員　はい、そのように考えております。

宮本政志委員長　そうすると、その前提でこの１２月定例会の議会報告会はやりませんという二つのうちの後者の先ほどの理由になるわけだ。それを前提に皆さんにお聞きしたいです。先月行われた１２月定例会の議会報告会はこのたび実施しませんというところに関して、皆さんの御意見を

頂きたいと思うんです。委員の皆さん、ございますか。まずは、このたびの議会報告会をやるかやらないかというところから入っていきたいので、御意見をもらってもいいですか。（発言する者あり）いや、やるべきだ、そうだったらこのたびの１２月定例会の議会報告会は実施しないでいいんじゃないですか、それぞれ御意見があったらぜひお聞きたい。

白井健一郎委員　ちょっと話をまとめさせていただきますと、議会報告会というのは、議会基本条例では年２回以上と定められていまして、一方、実施要綱は、もうちょっと細かい細則ですね、毎定例会ごと以上となっております。ですから、実施要綱に従えば、毎定例会ごとに開かなければならないとなっているわけですがけれども、このたび、広聴Ａ班で話し合ったところ、先ほどから出ているように、３月と９月の定例会後は議会報告会をするだけけれども、それ以外は原則しないということを話し合ったわけです。その根拠として、議会報告会というのは、皆さん御存じのとおり、まず、議会の報告を各常任委員会の委員長がしていたと。その後に意見交換会をしていたんですね。これが言ってみれば、広聴なわけですがけれども、このたびは変化を加えて、より広報広聴を充実させるためにはということで広聴Ｂ班にお任せして、違う角度から切り取って、全く手段も集め方も違う、これはこの後の課題ですがけれども、そういう形でもって、新しい広聴の仕方を取り入れて、総合的には今までに劣らないような、より勝る形での広報広聴をしたいということで、議会報告会の回数を制限するに至ったという過程があります。

宮本政志委員長　今、白井委員の意見、説明かな。私は今、ちょっと疑問を持ったところがあるんだけど。

前田浩司委員　改選前に広聴特別委員会がありまして、その中での申し送り事項にちょっと触れさせていただきます。議会カフェにつきましては、まず、これまで３月、９月の定例会後に開催し、６月と１２月の定例会後

は、議会報告会という形は取らないで、市民との意見交換会を速やかに開催するという意見がありました。二つ目に、6月と12月の定例会後にこだわらず、必要に応じて、市民との意見交換会を開催するという意見がありました。重複しますが、6月と12月定例会に関しては、各常任委員会において報告事項があれば報告するという意見がありました。最後に、意見交換会の形としては、団体を抽出して行っていくなど、柔軟に検討するという意見がありました。こういった申し送り4点が一応ありました。この辺を踏まえて、今回年2回の開催ということで話が進んでいると思いますので、前回そういう申し送り事項がありましたということをお伝えしておきます。

宮本政志委員長 前田委員、前議会の申し送りがありましたからって、それはあくまで全議員が参考にすることであって、それが論拠になって云々というのはありませんので。そうじゃなくて、先ほど白井委員の意見の中で——ほかの委員の方は出なかったかな。原則という言葉が、議会報告会の実施要綱の中で先ほど抜けているんですね。原則、毎定例会後にやりましょうと、必要に応じて開催しますですから、実施要綱は必ず4回しなさいと書いてありませんので、その辺りを少し付け加えということでおし述べておきます。だから、今A班は議会報告会を12月定例会にはやりませんと。その理由として、B班は意見交換会をやるんです。その根拠としては、市民懇談会の実施要綱を援用させてもらうけど、その根拠も今はっきり中岡委員から言われた。だから、議会報告会を実施しないということについて、皆さんに意見をお聞きしているので、それについて御意見がございましたら、挙手して言っていただきたいですが、いかがですか。何か不思議よね。今、議会報告会をA班が12月定例会にはやりません。理由は二つです。そのうちの一つはB班がこうです。B班の根拠も聞きました。それを前提にして、皆さん12月定例会の議会報告会をやることについてどう思われますかっていうことで、考えは何もないってということですか。すごいね。ないんですか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうすると、先月の12月定例会の議会報告会に関しては、

A班が出しております議会報告会を実施いたしません。代わりにB班が行う意見交換会の場で、議会報告会等からもアンケートを取らせていただきます。そういう形で協力をさせていただきますってことをA班が言ったんだけど、それについては異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議ございませんね。そうすると、まず一つ決まりましたのが、12月定例会に関する議会報告会を実施いたしません。今度はB班の意見交換会について、先ほど伊場委員が内容について少し入ってきましたけど、御意見等がございましたらお聞きしますよ。私は委員長として、全議員、議長も含めて参加というところが非常に気になる。それからB班は実施要綱の第2条第3項を援用するんでしょう。議長が必要と認めた場合でしょう。議長が必要と認めていただけない場合にはできないわけですよ。そうすると、委員長としたら、議長に認めていただくようにするためには、ある程度の詳細を詰めておかないと。議長にこういう意見交換会をしますということで。市民懇談会の実施要綱を援用するのであればね。ですから、もう少し詰めさせていただきたいですけど、B班、先ほどからよく分からないんだ。全議員参加で、議長には挨拶していただきますってことは、議長公務も含めて、一応最初から最後まで参加してくださいねってことじゃないんですか。

穂本真一委員 議長にも、最初から会が終わるまで参加していただきたいと考えています。

宮本政志委員長 それなら、B班の委員の方の意見も聞きたいんだけど。強制して議長におってくださいというので、この委員会で議決を取るわけでしょう。（発言する者あり）いやいや、だって今そうでしょう。今の不規則発言だから。私も反論したらいけないけど。挙手して意見を言ってください。

奥良秀委員 あくまで議長の出席を強制するものではありませんし、議長に公務があるときには、副議長から挨拶を頂くこともできると思いますので、

強制するつもりは全くありません。

宮本政志委員長　だから、その辺りをしっかり分かりやすく言ってよ。例えば、議長を除く21人全員参加ですと。ただし、会においては、議長は市議会のトップですから、挨拶はやっていただこうと思っておりますというのが部会の考え方なのか。でも、そうじゃないでしょう。議長も含めて22人が最初から全員参加ですという形で、強制ではありませんって言ったら、また参加の意味と矛盾してくるんですよ。だから、僕は委員長として、今の参加対象についてちょっとよく理解できないです。

白井健一郎委員　市民懇談会の実施要綱をもう一度見ていただきたいんですけど、第2条の第1項ですけれども、議長が開催の指示をしますとあります。ですから、開催を主体としてするのは議長ではないかと私はこれを読んで理解するわけですけれども。したがって、主体となる議長は参加されるのが筋かなと思うわけです。

宮本政志委員長　ほかの委員の方、御意見はございますか。特にB班ございますか。

高松秀樹議長　市民懇談会を準用されるってことなので、市民懇談会は、議長は基本的に出席義務がありません。市民懇談会は出席する議員を議長が選任します。その議員が市民懇談会に臨むと。もちろん議長職でありますので、冒頭に挨拶したりということは過去ありました。これは議会報告会も同様だと思っております。

宮本政志委員長　特にB班の委員の方、その辺りを部会で詰められて、市民懇談会実施要綱を援用することを決めた上で、議長を含む全員参加ということに先ほどからずっとこだわっておられたので、私も委員長として、そこに懸念があったから、先ほどから何度も聞いておるんですが、その辺りというのは——いいんですよ。どっちみちこれは委員会にかければ

いいんですから。あくまでB班としたら、そういう前提だったのかな。
全員ということだったのかな。実施要綱を援用するんでしょう。援用するんでしたら、その中身については、やっぱりきちんとした援用の仕方をしないと。

穂本真一委員 申し訳ございません。今、議長が説明を受けたことを認識しておらず考えておりました。今回は市民懇談会を参考にしていきたいと思いますので、同じく議長に関しては、出席は強制ではなくということで、挨拶だけしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 だからね、強制とか強制じゃなくてとかじゃなくて、議長を除く21名全議員を参加対象としておりますということでいいのかなと僕はさっきから聞いています。

穂本真一委員 議長を除く21名で……

宮本政志委員長 全員が対象者ね。

穂本真一委員 はい。対象で行いたいと思います。

宮本政志委員長 市民対象のほうは先ほどおっしゃった22人——これは議長も含めて22人の全議員が4名ということで、88名を想定しておりますということがありましたね。これについては、一応努力義務ですか。それとも1人につき4名は必ず呼んでくださいっていうノルマ的な発想ですか。その辺りの部会の考えをお聞きしたい。

穂本真一委員 ぜひ4名、必ず連れてきていただきたいと思います。

宮本政志委員長 ノルマね。まずそこまでね。

恒松恵子委員 努力義務でなく、必ずという解釈でよろしいんですか。そう解釈するなら、例えば、議員の世代によって交通不便を感じない世代もあるし、地域によっては交通不便を感じない——参加者を募れない議員もいると思うんですが、全員という解釈で進めていくということを改めて確認させてください。

宮本政志委員長 そうね。もし部会の議論がそこまでいってなかったら、そういうふうに言ってくださいね。もし議論があるのであれば。

奥良秀委員 その点もB班の話し合いの中で出たんですが、やはり今回は広く意見を聞きたいということで、議員22人に対して4人っていうのはノルマとして、出席をお願いする方を集めていただきたいということで決まらせていただきました。

宮本政志委員長 違う。恒松委員がおっしゃったのは、テーマは交通不便地域の解消についてだから、交通不便を感じておられる市民のみなのか、その辺りはランダムでいいのかってことを聞いたんですよ。だから、恒松委員の質問に関して、部会で答えがあれば意見をお聞きしたいんだけど。

奥良秀委員 交通の不便を感じてらっしゃる方だけにということではなくて、ランダムにいろんな方を呼ぶということに部会ではなっております。

宮本政志委員長 なるほど。それについて委員の皆さん、御意見等はございますか。だから、議員全員1人につき4名必ず呼んでくださいと。テーマは交通不便地域の解消についてだけど、そこにこだわって市民を4人連れてくるんじゃないくて、そこは自由ですよということですね。

濱本健吾委員 4名がノルマということですけど、呼べなかった場合、罰則とかペナルティーとかがあるんですか。

奥良秀委員 呼べなかったといって罰則とかいうようなことは、部会の中では話し合っておりません。あくまでみんなで協力し合って4人呼んで、きちんと市民との意見交換会ができるように、皆さんの努力はぜひともお願いしたいと思っていますし、もちろん4人は呼んでいただけると私たち部会としては信じておりますので、よろしくお願いします。

宮本政志委員長 ちょっと話を戻そう。罰則のほうじゃなくて、議員1人につき必ず4名呼んでください、その4名の市民の対象者としては、交通不便地域の解消についてですから、交通不便をすごく感じている市民を必ず選んで連れてきてくださいではなくて、そこはもうランダムに自由に各議員が4人連れて来てくださいという意見が部会から出ているので、それについて皆さんに意見をお聞きします。

伊場勇委員 ランダムに呼ぶというところも一定の効果があると思いますが、あくまでも今回は要件を絞って話をするところなので、最大限努力していただいて、交通不便地域の方と言いますか、中心部にいても、時刻表がちょっと変わったりとかして交通にそういうふうに使われている方もいらっしゃるので、その辺も加味していただいて、できるだけ交通に関して興味がある方を呼んだほうが、この会がより成熟して市民からの参考になる意見が出るんだと思いますので、ランダムっていうところ等を踏まえて、皆さんで共通理解の上で進めていったらどうかと考えます。

宮本政志委員長 伊場委員が言うことはよく分からない。今両方言ったよ。何かランダムに……交通不便地域の……ちょっと分からない。簡明に言って。

伊場勇委員 分かりました。交通不便地域の方と言いましても、ピンポイントでどこかっていうのはなかなか複雑化しているので、できるだけ交通に関して不便に思われる方であろうというところは、議員それぞれがピックアップして呼んでいただくほうがよろしいかと思います。できるだけ

最大限努力していただきたいと考えます。

宮本政志委員長 そのほか御意見はございますか。これは市民懇談会の実施要綱を援用でしょう。ですから、僕は第5条を頭に入れながら委員会運営しております。あらかじめ決めるところは決めて、そして議長に最終的に許可を頂かないといけませんから、詳細を少し決めさせていただいていきます。そうすると、今の市民対象は、議長も含め22名の全議員が4名必ず参加者を連れてきてください。なかなか意見が出ないんだけど、これは交通不便地域の解消について意見をお持ちの市民のみに絞るのではなくて、ランダムでよろしいですと。そういうところで、ほかに御意見はございますか。反対の方の御意見を聞きたいな。

藤岡修美委員 交通不便地域って定義がなかなか難しくて、市民の方が主観で思っておられるのか、何かポピュラーっていうか、オーソライズされた交通不便地域を定義するのなかなか難しいので、ここはランダムでいいかなと私は思っています。

大年恒夫委員 部会では先ほどのテーマの中で少し絞った内容で四つ挙げたんですけど、その中に本市ではやってないライドシェアも含んでいます。そういった今からの取組についても、広く意見を求めたいと思っていますので、ランダムでお願いしたいと思います。

福田勝政委員 この4名がなぜできないのか、僕は本当に不思議なんですよ。選挙で大体最低でも500票を取る人が。これは年に何回もあるんじゃないですよ。大体4人くらい集めてくれって、魅力ない議会報告会、意見交換会なんですよ。議員が言わなくても、ポスター1枚でぱっと来るような議会報告会、意見交換会—毎年同じようなテーマですよ。参加人数が集まらないと……

宮本政志委員長 ぼちぼち意見を絞ってよ。

福田勝政委員 何ですか、委員長。

宮本政志委員長 意見を絞ってください。

福田勝政委員 だから、4人というのが集まらないのかなあと。もう10人でもいいですよ。委員長、どう思いますか。

宮本政志委員長 福田委員、今ここで4人は多いだろうとか、強制はやめようとか、1人でいいんじゃないかとかという議論になっているんなら少し成立するんだけど、4名に関しては異議が出てないわけだ。どういった市民を対象にするかの議論で、意見をお聞きしているので。そうしますと、皆さんほかに市民は絞るべきだという意見がないんだけど、もうこちらに関しては、議長も含めて議員22名、1人4名ずつ必ず参加者を募る。市民の対象としたら、ランダムに選んでいただいていいですよということで、異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんね。（発言する者あり）委員長の許可を得ない発言は不規則発言になりますので、これは記録に残さなくて結構です。それで、異議がないということでしたので、議長も含めて22名が一人につき4名ずつ、必ずこの意見交換会にお呼びしてください。対象は絞らずに議員にお任せしますということですね。

山田伸幸副委員長 これまでの議会カフェだったら、早くからポスターを用意して、各地域交流センターとか公共施設とか、そういったところに貼出されていたんですけど、そういった準備がいつぐらいまでにできるのかなと。目安があれば示していただきたいです。

宮本政志委員長 そうですね。その辺りの案は、部会であらかたまとめているのか。

穂本真一委員 部会では、今回はポスター、チラシは作成しないということで進めようと思っています。

宮本政志委員長 ポスター、チラシは作成しないと。

穂本真一委員 チラシというかレジュメというか——紙媒体で各議員に数枚お渡ししますが、大量に印刷して配るということは、今回は考えていません。

宮本政志委員長 その内容は。

穂本真一委員 内容は、開催日時と場所とテーマを。

宮本政志委員長 部会としてはそれだけね。そういう周知方法ね。

山田伸幸副委員長 私は常に自治会の回覧で、皆さんに参加を呼びかけてきました。それで来られた人数というのは大した人数ではありませんけれど、やはり定期的にお知らせすることで、こういった催物を議会がやっているんだなというのを知っていただく材料にはなってきたかと思うんです。ですから、1枚ほどもらってこちら側がコピーしてやってもいいですけどね。もし準備できるなら準備していただきたいし、最低限でというふうに言われるなら、こちらでやっていきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

宮本政志委員長 それについては、部会の意見というよりも委員の皆さんから御意見をお聞きいたしましょう。今の山田副委員長の提案について、御意見がございましたらどうぞ。（発言する者あり）山田副委員長が言った周知をどうやっていくかっていうことで、穂本班から話があって、山田副委員長も議員が勝手につくってどうこうっていうのはできないから、その周知の方法について、山田副委員長の意見を交えて、少し御意見を

お聞きしたいんですよ。その周知方法も決めて、議長に報告して許可を得ていきますので、御意見等があったら、挙手して言ってもらえますか。後でどっちみち私のほうでまとめていきますので。

白井健一郎委員 多分先ほど穂本部長は、各議員ノルマが決まっていて、掛け算をして何人集まるかということで、無理に広報媒体をつくらなくてもっていうことだと思うんですが、やはり我々がどういう活動しているかということ自体を市民に知らせるのは非常に大切なことですし、これは紙媒体に限らず広く考えたほうがいいのではないかというのが私の考えです。

宮本政志委員長 そうですね。その辺りが少し私も気になったところなんですよ。今、白井委員が言われるところが少し論点なのかな。僕も今そう思っていたので、それについて少し皆さんの御意見をお聞きしたいです。要は22名が4人ずつ、大方90人呼ぶんだから、そんなに周知しなくてもっていうふうに受け止められるのは少し懸念があると白井委員は言っていて、僕も委員長としては少し懸念があります。だから、周知方法というのをしっかりしないと、議長から許可が得られないんじゃないかなと思うんですけど。だから、周知方法について、先ほどの山田副委員長の意見も踏まえた上で御意見等をお聞きしたいんですけど、ございませんか。

恒松恵子委員 私もやはり広く議会活動、いわゆる市民からの意見を聴く機会を持っているということを市民に知らせるために、定数は超えるかもしれませんが、SNSとかホームページとか、チラシまではいきませんが、ポスターなどで市民に広く広報すべきではないかと考えます。

宮本政志委員長 それはSNSや、ホームページ、フェイスブック、そういったことを中心にですか。

恒松恵子委員 議会報告会に変わるとまでは市民に知らせる必要はないかもしれませんが、議会はこのようなことをやる、このような広聴活動を行っているということを広げていけたらと思います。

宮本政志委員長 そこは少し広報にも絡んでくるので、それは後でやりましょう。チラシ自体はどうなのかな。先ほど穂本部会長が紙媒体のチラシのことを言ったよね。それと山田副委員長はポスターのことも言ったので、ちょっとチラシの周知の方法としての御意見をお聞きしたいです。

前田浩司委員 一応ポスターとチラシっていう話になっていますけど、ポスターは今回の募集にはちょっと向いてないと思うので、個別に渡すときに今回こういうテーマでやりますよというような内容で、チラシのみで対応を取られたらいいのかなと思います。

宮本政志委員長 穂本部会長、中島委員、何ですか。不規則発言をして。委員会運営が少し滞るんですが。不規則発言はやめてください。前田委員、もう一度お願いします。

前田浩司委員 周知方法の媒体につきましては、チラシのみで。ポスターを貼ると意が伝わらないので、チラシで今回こういうテーマで懇談会を行いますということを議員が相手の方に伝える。要は、地域交通に困っている方を優先的に誘いかけるということで、チラシのみでいいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 交通に対しての不便を感じている市民を中心にとって、それも先ほどと違うので。それで山田副委員長、委員会の中で何で携帯が鳴るんだ。（発言する者あり）すみませんじゃないよ。携帯の電源を切ってください。何をやっているんだよ。先日も何かいろいろ携帯が鳴っていたけど。ちゃんとやりましょうよ。ルールを守りましょうよ。今、前田委員から意見が出たけど、部会として８８人呼べばもういいんだ、この

意見交換会は十分だという前提なら、前田委員が言う意見にも合致してくるんだけど、白井委員は少し違ったよね。ちゃんとこういう活動をやっていますよっていう周知も含めてってことになる、もっと市民の方が増える可能性あるけど、もう増えないでいいってことなのかな。その辺り部会でどうになりましたか。

藤谷圭子委員 私は広く知らせるということも必要だと思うんです。議員が話した人だけ来れるというのではなくて、市民の中には、そういったことがあるんだったら私も参加したかったということがあるかもしれないので、公平にそういったものがあるということを知るということが必要だと思います。なので、チラシだけというよりも、最初の説明の中で周知方法をホームページもって言われていたので、何らかの形で市民の方が知れるようにすることが必要かなと思っています。

宮本政志委員長 もう1時間経過しているので、そろそろ暫時休憩に入りますけど、少し論点整理しましょうね。あと、穂本班の部会にお聞きしたい。このたび、なぜ議員に4人ずつ呼ぶというノルマを課したのかっていうところね。つまり、そういうことをしなかったら、意見交換の場で市民の方が1人か2人じゃ困るからかなあということで、人数確保のために1人につき4人呼びましようって決めたのかということをお聞きしたいんですよ。人数はもう頭打ちで上限として、90人ぐらいでいいじゃないかと。でも、やはり広く市民の意見をお聞きしたい、意見交換会に来られる参加者は増えてもいいんだっていう前提になれば、先ほど藤谷委員や白井委員が言う周知方法をもう少し考えてやっていくべきだ。ポスターとかチラシとかが間に合う、間に合わないという話が出るのであれば、作成をどのようにして、いつぐらいまでだったら間に合うのか一例えば、今から1時間後に作成しなさいっていうなら間に合わないけど、間に合わないっていうようなこともないよね。だから、その辺り少し暫時休憩後に皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。先ほど山田副委員長の携帯が鳴ったでしょう。委員会中継の場であり得な

いよね。ですから皆さん、電源を切るなり、不安なら会派室に置くなりして注意してください。暫時休憩に入ります。

午後 2 時 1 0 分 休憩

午後 2 時 2 0 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。穂本部会長、先ほどの休憩前のところなんですけど、市民は、議員が一人 4 名集めて 8 8 名、これが上限っていうのが部会の考え方なのか。それとも一人でも多くの市民をとってという方向性なのかな。その辺りをお聞きしてもいいですか。

穂本真一委員 部会としては最低 4 人にさせていただいて、それ以上集めていただければ大いに喜ばしいことだと思っています。

宮本政志委員長 そうすると、1 人でも多くの市民の方に集まっていただいて、多くの意見をお聞きしたい。そういった意見交換会にしたい。それと議会がこういう活動をしっかりやっていますよという両方の意味合いを含んで、先ほど白井委員も意見を言われたんだけど、委員の皆さん、今のことについて御意見はございますか。

中岡英二委員 先ほどの一人 4 名という根拠は過去の議会報告会の人数をそれで、割って……

宮本政志委員長 4 名の根拠は要らない。今、それは聞いてない。

中岡英二委員 先ほどから何度もありますが、SNS、ホームページ等で…
…

宮本政志委員長 ごめん、中岡委員、話の途中で。そちらは後ほど広報に関わ

るので、今チラシ、ポスターの件の論点整理をしていますので、チラシ、ポスターに関してどうしますかっていうところを少しお聞きしたいんだ。それがもう88名でいいんじゃないか、だからポスターもチラシも要らないよっていう方向性なのか、以前の議会報告会ときには、議員が配ったりするためのチラシあるいはポスターを地域交流センターとかいろんなところに貼っていたわけだから、1人でも多くの市民を呼んでいただくためには、周知というのをしっかりしていくべきじゃないかと。そういったことに関する意見をお聞きしたいんだけど。

中岡英二委員 B班におきましても、一応今チラシの案というのはあるんですよ。それを最低でも議員の方にお配りして、そこから枚数を増やしていくとか、4名集めるだけの活動ではなく広く集めるためにポスターとかチラシとかを活用していきたいという考えはあります。

宮本政志委員長 部会として、ポスターの作成もやっていく方向で考えているのかな。確認させてください。

穂本真一委員 部会では、ポスターは考えてなかったです。

宮本政志委員長 出ていなかったね。なるほど。ほかの皆さんどうですか。枚数というのはちょっと抜きにしてね。チラシ等をしっかり作成して議員が活用する。それから、ポスターは作成してしっかり貼ってやっていくという御意見について、皆さんの御意見をお聞きしたいんだけど。

伊場勇委員 チラシを作成するということなので、そのチラシを少し大きめに印刷をして、当該会場とかにも貼るのはいいことかなと思います。議会活動をみんなに知ってもらおうということと、私たちが手の届かない市民の方もいらっしゃると思いますので、それについては告知をするということが必要かなと思います。

宮本政志委員長 ポスターのことを言ったのかな。(発言する者あり)両方ね。

そのほかございますか。北永委員はどうですか。

北永千賀委員 私は、昨年まで市民でした。やはりポスターはあったほうがいいかと思います。チラシを見て来られる方もたくさんおられないかもしれないし、議員が声をかけるっていうのも確かにいいとは思いますが、やっぱりテーマもすごく大事ですし、いろんな方に来てもらうには、まず議員が活動しているっていうのも知ってもらい、こんなことを考えて市民の方に意見を聞きたいっていうことでせっかくやることです。できればたくさんの方に来てほしいという思いがあるので、ポスターもチラシも必要かと思います。

宮本政志委員長 そうすると、ポスターとチラシの作成に関しては、今のところ反対の意見は出てないな。ポスター、チラシに関しては、作成していくという方向性でよろしいですか。異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）この作成については、先ほど広聴Aは、広聴Bの今回の意見交換会に協力していくということもございましたので、広聴AとBで協力してつくっていただく。内容、どういうところにポスターを配布していくか、大きさも含めて。あと、どのようなチラシを実際作ってどうこうというのは、最終的には議長の許可を得ますので、その内容に関しては、委員長の私に一任していただきたいんですが、よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

山田伸幸副委員長 チラシとポスターと言われるんですけど、私はA4のチラシがあれば、いろんな治療院とかに行ったときに、これを貼ってくださいって言って、窓口の横に貼ってもらっているんですよ。だから、その大きさがあれば、十分なんですよ。ポスターとしても、チラシがそのまま生きていくと思っていますので、親しみやすいものを使ってさえいただければいいと思います。

宮本政志委員長　今の山田副委員長の意見に関しては、委員長一任ということで、委員会議決を頂いて、その辺りはまた副委員長とも相談しながら、部会と相談しながら決めていく。そして、内容、大きさ、配布先等については、議長に最終的には許可を頂きますので、よろしいですね。それから、市民懇談会の実施要綱に基づいて行うので、報告内容とかテーマとかに関して、あくまで実施要綱の内容に沿っていくという前提でよろしいですよ。もし内容を少し変えるのであればまた手続論が変わってくるんだけど、部会ではそういった意見というのはありましたか。穂本部会長だけじゃなくて、委員の方もいいですよ。あくまで実施要綱を援用するっておっしゃったんだから、その内容にのっとっていくんでしたら、私のほうで判断していきます。当然、議長にも相談して許可を得ますけど。

穂本真一委員　おっしゃるとおり、市民懇談会実施要綱を参考にして、報告を行ってまいりたいと思っております。

宮本政志委員長　参考にするじゃなくて、あくまで市民懇談会の実施要綱にのった流れでいってことね。参考にしてっていうのだと、少し違うことも出てくることもあるので。あくまでこれを前提として、報告書、あるいは流れを一これは次第も全部載っているんで、そういう形で委員長としては議長に報告してもいいかなと思って、それを確認したいんですよ。もし部会で違うっていうのがあれば、この場で少し議論に入らないといけないのでお聞きしたいんですけど。

穂本真一委員　第9条第3項に「第1項の報告書並びに前項の規定による報告及び対応状況については、市議会ホームページ等に速やかに掲載します」と書いているんですけど……

宮本政志委員長　少し僕が聞いている内容が違うのかな。（発言する者あり）
穂本部会長の広聴Bの委員の方はどうですか。

奥良秀委員 市民懇談会実施要綱の第7条の（1）から（6）にあるような流れにのっとって進めていきたいと考えております。

宮本政志委員長 報告書に関しては。

矢田松夫委員 今、委員長は意見交換会をした後どうするのかって言われたから、それは結果の処理ということで第9条に載っていますけど、班の中で決めたのは、一応議長にその報告書を出すことです。例えば、重要案件があったら、市長に出すとかそういうことまでは決めていません。報告書を作るということは決めておりますが、誰かというところは決めておりません。

宮本政志委員長 今、その辺りがお聞きしたかったんです。各テーブルで録音も取って、記録者はどうするかというのは、ここに司会とか云々書いていますので、それを援用ということですよ。ですから、そこはまたB班で考えていただきながら、先ほど私が一任を受けたところも山田副委員長にも相談しながら案を近々に練って、最終的に議長の許可を得ますので、そういう方向性で皆さんよろしいですか。

白井健一郎委員 もちろん私もほかの議員と同じように協力する立場にあり、ちょっと単純な疑問なんですけれども、その中身ですよ。先ほどコミュニティバス、デマンドタクシー、ライドシェアなどについて、資料をつくって説明をして、それについて意見交換を行うとおっしゃったんですけど、大体の方向性とかどの程度の報告書がまとまるんだろうなという見通しみたいなものがありますか。

宮本政志委員長 広聴B班、ありますか。

穂本真一委員 部会としては、そこまではまだ考えておりません。

宮本政志委員長　ちなみにテーブルを分けたとき、議会報告会の場合は、市民の方から許可を得て各テーブルで録音するよね。それを各テーブルの記録と会場の総合的な記録としてという同じ手法で考えていらっしゃるのかな。その記録について、何か部会としての意見はありますか。

穂本真一委員　同じようにＩＣレコーダーをテーブルに置いて、各テーブルでまとめたいと考えておりました。

宮本政志委員長　そうすると、今度は全体会の司会、各テーブルの進行役、記録の関係もあるので、その辺りをお聞きしたいんだけど、その前に先ほどの周知の方法でフェイスブック、ホームページ等といろいろあって、少し広報部会にも関係するところだけど、そちらに関しては皆さんどうですか。今の議論を聞いておりましたら、ぜひそういった広報ツールもしっかり使っていこうよっていう意見が多かったんですけど、それではよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、これはもう部会三つにまたがるね。だから、しっかり濱本部会長とすり合わせをして、何を載せるかも議長の許可がないと出せませんから、早めに中を詰めて部会でやっていってください。もちろん正副委員長も確認していきますので。それから、先ほどの班割りというのは考えているのかな。それぞれ四十数名の市民の方がいらっしゃって、大体どれぐらいのテーブルに分けていこうかっていう案は部会にありますか。

穂本真一委員　部会では、市民の皆様が７名、議員が３名の計１０名でテーブルをつくりたいと考えております。６テーブルで考えております。

宮本政志委員長　６テーブルで７人、４２名か。これがもし増えた場合は、テーブルを増やすのかな。それとも、テーブルの中の市民の方を増やしていこうとお考えですか。

穂本真一委員 部会ではテーブルの人数を増やしていこうと、考えております。

宮本政志委員長 それについて御意見はありますか、会場を御存じの方なら分かるだろうけど、あまりテーブルをどんどん増やせないよね。だから、部会としたら、テーブルを増やすよりもテーブルの中の市民の人数を少し増やしていこうという方向性をお持ちなんだけど、その辺り御意見はございますか。武野委員、どうですか。

武野裕司委員 委員長が言っているように、場所の広さとかもあるので、そこは臨機応変に対応していったらいいと思います。

宮本政志委員長 そうね。そうすると、今6テーブルって言ったよね。6テーブルの場合は、大まかに進行役を決めているのかな。部会の案がありますか。

穂本真一委員 案としてはあります。

宮本政志委員長 言ってください。

穂本真一委員 案としては、大井副議長、伊場委員長、中岡委員長、奥委員長、恒松委員長、そして、中村委員にお願いしたいと考えております。

宮本政志委員長 テーブルが増えた場合は、先ほど武野委員が言ったように、その場で臨機応変やね。冒頭で議長を除く21名の全議員は参加ですよということで一テーブルにつかない例外的な委員はいるのかな。そこは想定しているんですか。

穂本真一委員 今のところ、宮本委員長と山田副委員長には外れてもらおうかと考えております。

宮本政志委員長 理由は。

穂本真一委員 理由は、総体的に全体を見回す議員が要ると思いますので、お願いしたいと考えています。

宮本政志委員長 まずそこを皆さんにお諮りしないといけないね。今、案として、委員長の私と山田副委員長は、全体的な進行についての対応を即座にしないといけない可能性が出てくるので、各テーブルには入りません。もし市民の方がいっぱい来られて議員が足りないというときには、委員長、副委員長もテーブルに入ります。そうでない場合は、正副委員長は基本的にテーブルに入らないで、原則 6 テーブルをつくっていきますよ。その 6 テーブルの進行役は、大井副議長、中村前副議長、伊場議運委員長、中岡総務委員長、奥民福委員長、恒松産建委員長ということで、6 名の案を出されましたけど、この点については御異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。何か「なし」の声がすごく少ないですけど。「なし」なら「なし」で言ってくださいね。議員ですからね。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、ありませんね。そうすると、そのほかの委員の振り分けの案はお持ちですか。その辺りは、奥委員、いかがですか。

奥良秀委員 私たちのほうは、ファシリテーターとして、6 人を選ばせていただいたんですが、その他につきましては委員長でお考えいただいて、一任でお願いしたいと考えております。

宮本政志委員長 それでは、今 6 テーブルでそれぞれ進行役が決まりました。正副委員長は原則として、テーブルにつかないでくださいと。残りの委員の振り分けに関しては、広聴 B 班がうまく 3 常任委員会と云々と分けておられたので、その前提で、私は当然副委員長には相談していきますが、今、奥委員から委員長で一任という意見がございましたが、異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは、そのようにしてい

きましょう。そのほか、これも広聴AでもBでもいいんですけど、今の議会報告会をやらないですよという前提からB班の意見交換会をやりま
すよというところで、この二つを同時並行で議論していきましたけど、
何かこれについてほかに御意見があったらお聞きしたいんですけど、ご
ざいませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）この場は議案審査じゃないの
で、忘れていたことや後で何かあったんだってということがあったら、ど
うぞ言われてください。付議事項、その他の欄がありますからね。それ
で事務局長、意見交換会は市民懇談会の実施要綱を援用してやっていく
んですけど、これは議員派遣になるかな。ならないと思うんだけど。こ
こは大事なんよね。

石田議会事務局長 何らかの手続が必要になりまして、過去は議員派遣を取っ
ている状況でございます。

宮本政志委員長 それが懸念されるんだ。公務扱いにしないと怖いので、議員
派遣を取りたいんよね。何らかの方法っていうのは、今から当然私と事
務局ですり合わせをして、最終的には議長判断を頂いて、議員派遣イコ
ール公務扱いにしたいので。どれかできる方法はあるということね。な
かったら少し考えないといけないな。意見交換会の立ち位置は大丈夫で
すか。

石田議会事務局長 閉会中であれば、議長の許可により議員派遣の手続を決定
することができます。

宮本政志委員長 そうすると、これは公務扱いができると。そのほかございま
すか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんか。あったら、また後で言
ってください。それでは続いて、付議事項の2点目です。これは議会モ
ニター制度についてなんだけど、説明の前に前提として、まず1点先に
聞かせて。広聴部会Aなのかな。この議会モニターは、何月から開始す
る予定があるのかな。それでスケジュールが少し変わってきます。脇本

部会長、部会では、何月からモニター制度、つまりモニターの委嘱式を考えているかってことです。

脇本直美委員 委嘱式につきましては、6月1日を考えております。

宮本政志委員長 理由も一緒に言ってください。議論したでしょうから、他の部会の委員の方でもいいですよ。なぜ6月1日からか、広聴A班の委員の方でもいいですよ。この前提がずれると、この後少し入っていったときにいろいろ出てくるので。まず、6月1日からモニター制度が始まる。つまり5月30日に委嘱式をやって、実際6月1日からでもいいんですけど。基本的には6月1日からモニター制度が始まりますよということで、それはなぜ6月1日ですか。前期は7月1日だったかな。今回は6月1日だったので、その辺りの理由を教えてください。

脇本直美委員 6月1日といたしましたのは、6月の定例会後からモニターとして参加していただきたいということで6月1日に決まったと思います。あと、7月よりは6月のほうがよろしいでしょうという意見もありました。5月のスタートではちょっと間に合わないかなという意見もございました。

宮本政志委員長 5月1日では今からスケジュールを立てたら、ちょっと間に合いそうもないと。でも、より早くモニターさんから意見をお聞きしたいと。かつ、6月定例会が一番物理的に近い議会であるから、6月1日からモニター制度を開始したいということかな。それについて御意見はございますか。

奥良秀委員 まだ1月なんですけど、6月で時間がないっていう理由がよく分からないので、もうちょっと教えていただきたいんですが。

宮本政志委員長 モニター制度について、部会がどのような話をしていったか

という説明を今から部会長にしてもらおうので。6月1日にしたことを先にちょっとお聞きしたのは、そこを皆さんがお聞きになった前提で、これからのスケジュールも踏まえて説明に入っていくので、その辺りまた後から私が確認をしていきます。モニター制度について、どのように設置をしていくかということを部会長にお聞きしてよろしいですか。

脇本直美委員 モニター制度について、今期のモニター設置に当たり部会で話し合った内容につきましては、1、モニターの職務についてから説明させていただきます。よろしいですか。

宮本政志委員長 1つておっしゃったけど、何個あるのかな。

脇本直美委員 10個あります。

宮本政志委員長 10個あるのなら、一つずつお願いします。

脇本直美委員 モニターの職務についてのところで、市議会モニター設置要綱の第3条第1号に「インスタグラム」を追記するということと、市議会モニター設置要綱の第3条第3号に、「市議会の活動及び運営に関すること」を追記するという意見がありました。これについては、インスタグラムを追記するというのは、現在の要綱にインスタグラムという記述がないですが、現在はインスタグラムでも閲覧できるということでインスタグラムを追記するということ。それと、2点目の第3条第3号に「市議会の活動及び運営に関すること」を追記することは、市議会の運営以外のことに关する意見が多いことから、頂く意見の内容を明確にするために追記するという意見となりました。

宮本政志委員長 今の内容は、前期の申し送りを参考にされた上で、そうされたってことよね。ちょっと例えばを言ってほしいんよ。まず、第3条第1号ということは、「市議会の議会だより、ホームページ、またはフェ

イスブックページを閲覧すること」をどのように変えるかってことよね。

脇本直美委員 「市議会の議会だより、ホームページ、フェイスブックページ、またはインスタグラムを閲覧すること」と改正案があります。それから（３）については、「市議会との意見交換に出席し」の後に、「市議会の活動及び運営に関する意見を述べること」と盛り込みます。そのような案が出ております。

宮本政志委員長 なるほどね。ちなみに今日この実施要綱の変更ということを具体的にやるわけじゃないですが、部会でそういう議論が出て職務をしっかり明記していこうということで提案されたと思うんですけど、少し参考までに今の広聴Ａの説明について御意見があったらお聞きしたいです。これは設置要綱なので、あらかじめ皆さんの意見をお聞きして、副委員長と相談しながらその辺りをまとめて、最終的には議長に見ていただくようになりますけど、何か御意見はございますか。

恒松恵子委員 実態に即して変更されるのはいいことかなと思っております。SNSに当たっては、フェイスブックとユーチューブを作成しておりますので、皆さんの御意見次第ですけど、ユーチューブを閲覧いただけたらモニターの意見も聞けるんでないかと考えます。

宮本政志委員長 今、恒松委員からユーチューブといった御意見が出まして、何か御意見はございますか。ユーチューブはたしか懸念することがあるんじゃないかな。事務局、何か懸念する点がありますか。（発言する者あり）委員の皆さん、意見はございますか。

白井健一郎委員 アは、市議会の本会議、委員会または政策討論会の傍聴視聴と捉えていただいて、ウは、市議会一般の広報活動に関するものと私たちは理解していたと思います。

宮本政志委員長 今回の白井委員の意見について御意見はございますか。これの肝は「または」よね。日本語で言ったら「または」をどう解釈するかっていうことですよ。

大井淳一郎委員 これは第3条の（1）のアのことなんですが、「市議会の本会議、委員会又は政策討論会を傍聴し、又はインターネットにより視聴すること。」というのは、傍聴とインターネットによる視聴ですが、ユーチューブは、現在委員会の中継をしておりますので、これに包含できるだろうと思います。先ほど恒松委員が言われたのは、ユーチューブ動画ですよ。これは厳密にはここに入っていないので、包含するのであれば、ここは（1）のアないしウの修正は必要ではないかと考えます。

宮本政志委員長 そのほか御意見はございますか。これは少し案をもらっておかないと、この後モニター制度に入ったときに設置要綱そのものの正否に入ると少し困るので、あらかじめところをお聞きしておきたいんだけど。

白井健一郎委員 第3条（3）について、今まではただ単に意見を述べることになっていました。そこに市議会の活動及び運営をなぜ入れたかという話なんですけど、要はモニターさんが集まって意見交換をするときに、漠然と市政についてこんな要望がありますとか言うのではなくて、あくまで市議会を傍聴または視聴された中でのその活動と運営についてお聞きしたいという点から絞りをかけたという理解です。

宮本政志委員長 そのことを前提にして、先ほど協本部会長がお伝えした第3条のウと（3）のところについて、ほかの委員の方、御意見があればお聞きしたいです。

伊場勇委員 第3条第3号のところですけども、今はフェイスブックだけが載っているんですけども、これをSNSにまとめたらどうですか。ソー

シャル・ネットワーキング・サービスで、今はT i k T o kもあるし、ユーチューブもこれに含まれると思うんですよ。Xもですね。また、いろいろ新しい媒体が増えていて、総称してSNSでまとめて、いろいろ議会広報活動をしていく予定なので、それを閲覧することというふうにまとめてはいかがでしょうか。意見です。

宮本政志委員長 ということは、伊場委員、もう少しお聞きしたい。これはモニターに、仮に各議員が個人でSNSに載せたものも確認して職務に入れてしまうということかな。どういうことですか。

大井淳一郎委員 第3条第1号のウですが、頭に「市議会の」と書いてありますので、あくまでも市議会のSNSという対応になるという意味です。

宮本政志委員長 そういう意味ね。（発言する者あり）ちゃんと言ってね。そうすると、もし御意見があったら、委員長でも副委員長でもいいので伝えてください。これは今日設置要綱云々じゃないけど、どっちみち手を入れていかないといけないことであって、そのときに先にある程度皆さんの御意見を基に案を作って、議長に見ていただくようになりますので、また意見があったら教えてくださいね。

白井健一郎委員 先ほど奥委員長から質問があった件ですけど、時間的な流れを言うと、今から2月中旬あたりに議会だよりの日程がありますので…

…

宮本政志委員長 それは後から行こう。そうすると、先ほど1でしたね。今1の説明を受けて、6月1日から始めていく予定ですよというのは、これから2、3、4と入っていくうちにちょっと関連してくるので。次は2についてお聞きしていいかな。

脇本直美委員 次に、定員と任期についてです。定員は現在「15名程度」と

なっているところを「１０人程度」といたしました。次の任期につきましては、現在が「３年」のところを「１年」という案が出ております。理由につきましては、この後に述べる募集方法にも関わるんですけれども、団体推薦をなくすことによって、募集の人数を少なくして１０名ということに決まりました。

宮本政志委員長　１０名じゃないでしょう。さっき１０人程度って言いましたよね。

脇本直美委員　そして、１０人なのか、１０人程度なのかというところにつきましては、応募者数の過不足を考えて「程度」という言葉を１０人の後につけました。任期を１年にしたことに関しましては、任期が３年になりますと、途中で参加できなくなる方がいらっしゃることや、意見の出る内容がマンネリ化してしまうこと、また、新しいモニターにどんどん入っていただいて新しい意見を頂きたいということで、任期を１年とさせていただきます。

宮本政志委員長　定員について、まず「１０人程度」。理由は述べられたとおりですけど、これについて御意見はございますか。

奥良秀委員　程度っていったら、いろんな数字があると思うんですけど、例えば１１人になった場合はどうされるんでしょうか。

脇本直美委員　Ａ班の話合いの中では、１０人程度はプラスマイナス３人を考えておりまして、それを超える場合につきましては、広報広聴特別委員会で選考していただくという意見になりました。

奥良秀委員　広報広聴特別委員会で選考をされると言われたんですけど、その選考される要件って何か決められているんでしょうか。

宮本政志委員長 広聴Aのほかの委員の方も挙手して意見を言われていいですよ。

大井淳一郎委員 これについては、なかなか明確なものが難しいところもあるんですが、現在の設置要綱の第7条にあります。改正案では第6条第2項なんですが。「年齢、性別、居住等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない」といったものが一つの基準になります。

宮本政志委員長 今の定員「10人程度」について、そのほか御意見はございますか。

奥良秀委員 今、大井委員が言われたところは、選考の内容として、偏りというのをどのように判断されるんでしょうか。

大井淳一郎委員 そこは難しいところだと思います。著しい偏りですから、ある地域だけ10人というような場合に生じるような—10人というか、7人、8人も含むのか。言われるように数値化っていうのは難しいところだと思います。著しい偏りということで、ケース・バイ・ケースになってくるのはやむを得ないのかなと思います。なかなか明確に選考基準というのを定めるのは、これ以上は難しいのかなと考えております。

奥良秀委員 私も前期のときに広聴特別委員会に在籍した経験の中では、やはりその「程度」で書くとなかなか線引きが難しいという話をいろいろ議論させてもらいました。大井委員からも言われて、大変難しい答弁をされていると思いますが、やはり程度っていうのはきちんと決められたほうがいいのではないかなと思っております。

大井淳一郎委員 先ほど私が答弁したのは、選考の基準のことで苦しい答弁をさせていただきました。奥委員が言われたのは、10人程度という協本部会長の報告に対して疑問を呈されたところでございます。おっしゃる

ように、程度というのは3人という基準を部会としては出ささせていただきましたが、4人はどうか、5人はどうかと言われると、ここも判断が難しいところでございます。奥委員の意見のとおり、例えば10人とはっきりすべきではないかというのも貴重な御意見だと思いますので、この特別委員会の中で一定の結論に至れば、私たちは別に10人程度にこだわっているわけではないということも部会の中では話し合ったところでございます。

宮本政志委員長 部会としては、プラスマイナス3名というのは公表するのかな。つまり、モニターに公募する市民の方に10人程度ですがプラスマイナス3名です。よって市民に知らせておくのか、それとも知らせなくて、こちら側だけが実際10人程度でプラスマイナス3名よねっていうところで把握するのか、それはどちらですか。

大井淳一郎委員 これは部会でまとめた意見ではないんですが、経験則からいうと、あくまでも募集要項の段階では10人程度としか書けないと思っております。この公表の場でプラス3名とか、またちょっと語弊があるところもあるんですけども、プラス3名というのはあくまでも部会で出た基準ですので、これが絶対的なものではないし、状況によっては最終的な選考を委員会の中で決められるものだと思っております。4人いたら、絶対駄目だっていうわけではないと思います。

宮本政志委員長 そうすると、皆さんに御意見を頂きたいんですが、10人程度って公募のときにホームページ等で発信して、プラスマイナス3人ってこんなことは当然出せないよね。さっき奥委員が言われたところが今度は肝になってくるんだけど、年齢・性別・居住地に別段著しい隔たりとかなかったと。14人目が公募で市民の方が来られたと。10人程度で13人って決めていたのであなた駄目ですねってなったときに、「程度」と規定を設けて、その程度が3人はいいいけど4人は駄目だという根拠とかなぜそうなるんだって、もし市民から求められたときに、すぐに

回答できないなっていうのが私の感想なんだけどその辺りを一だから、奥委員が先ほどどうなのかってことで言われたと思うんですけど、１０人程度という表記の仕方で、実際はプラスマイナス３名ですよってことについて、ほかの委員の方、御意見はございますか。特に他の部会の方から御意見がほしいです。

伊場勇委員 モニターの選考基準も含めて全部つながってくるんですけど、これは公募をしていただいて、団体推薦をやめて今の形がいいかと思えます。抽選で決めないと、なかなかどこで線引きするかっていうのは難しいと思うんですよ。もちろん非公開になりますけど、事務局立会いの下、抽選で決めると。１０人としたほうが分かりやすく説明もしやすいんじゃないのかなと思います。

宮本政志委員長 ごめん、伊場議員。今は、決め方じゃなくて、定員の人数をお聞きしたいので。

伊場勇委員 なので、１０人と決めたほうがいいと思います。

宮本政志委員長 奥委員と同じね。そのほかございますか。「１０人程度」、「１０人」という意見がありますが、そのほかの方はございますか。何も意見はないのかな。じゃあ、指名したらいいのかな。指名して意見を言うんだったら、議員なんだから先に挙手して言えばっていう話なんだけど。

中岡英二委員 私も「１０人程度」というよりも「１０人」と規定したほうがいいかなと思います。

藤岡修美委員 今、１０人という提案がありましたけども、１０人に満たない場合の議論も必要ではないかと思えます。

大井淳一郎委員 今、10人って線引きをすべきではないかという貴重な御意見を頂きました。これを改正するに当たって、10人となると10人に満たない場合、欠員が生じます。これを満たすまで募集をし続けて、モニターを始めないというわけにはいかないと思っております。未満に対応するためには、私もいろいろそういった規約とかを見る立場にあるんですが、10人以内という一つの条項を設けることで未満に対応できると考えますので、今の2人ないし3人の方の御意見を重視するのであれば、部会でまだ決定しているわけではないですが、この委員会の総意として10人以内というものを案として挙げるのも一考に値すると私は考えます。

宮本政志委員長 今、藤岡委員の意見に大井委員が少し補足されて、私も先ほど気になったんです。10人って決めたら、仮に8人しか来なかったら10人に満たないので、このモニター制度自体がスタートできないんじゃないかなと思っていたんですけどね。藤岡委員と大井委員から意見が出て、公募があった場合は10人以内ですから、それをどのように人選していくかというのは、この後、恐らく部会長から報告があると思うのでそこは触れません。10人以内という意見が最終的には出ておりますけど、それについて御異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。そうすると、まず議会モニター制度についての定員については10人以内ね。それから任期1年については、理由はもう先ほど説明があったと思います。1年についてはいかがですか。前期は3年でしたね。3年というのは改選のことも考慮した上で、7月1日から3年というふうに決めた経緯があります。1年ということについて御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それでは任期は1年間で10人以内。設置要綱はちょっと飛ばして、続いて部会長、続けていいですよ。

脇本直美委員 続きまして、募集方法についてです。団体推薦と公募という2種類がありましたけれども、このたびは全て公募とすると意見がまとま

りました。

宮本政志委員長 団体をやめた理由は何ですか。

脇本直美委員 理由といたしましては、団体からの推薦で出てこられた代表者の方が、仕事の都合で参加が途中で無理になる場合や、団体の意見をまとめて持ち寄らなければいけないという負担も考え、団体推薦は行わずに公募のみでよいのではないかという意見がありました。

宮本政志委員長 今、説明がございましたけど、募集方法についてはもう全部公募で団体推薦はやめますということですが、御意見等はございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）そうしましたら、全て公募として団体推薦はなしということです。次へどうぞ。

脇本直美委員 続きまして、募集期間についてです。募集期間は令和8年4月1日水曜日から令和8年4月30日木曜日の1か月間といたします。

宮本政志委員長 募集期間をもう一回言ってください。

脇本直美委員 4月1日水曜日から4月30日…（「曜日はいい」と呼ぶ者あり）30日までが募集期間です。

宮本政志委員長 募集についてはどういう方法を取られるかというのは、部会で議論をされましたか。（発言する者あり）いや、その後出てくるんじゃないくて、絡んでくるので一緒に。

脇本直美委員 募集を掲載する媒体につきましては、市議会だより3月1日号、市広報4月1日号、それとホームページ、フェイスブック、インスタグラムにて募集を掲載いたします。

宮本政志委員長　それでいくと、募集期間が４月１日から４月３０日ね。３月１日号の市議会だよりと４月１日号の市広報に全て掲載するのなら、逆算したスケジュールが要るよね。委嘱式が６月１日を予定にしていることに結びついていくんだけど。募集期間は４月１日から４月３０日で、募集については３月１日号の市議会だよりと４月１日号の市広報に載せていきたい。委嘱に関しては、委嘱式が６月１日予定というのは、先ほど冒頭に奥委員が聞かれたことも踏まえてセットになっているんですけど、これについて御意見はございますか。

奥良秀委員　冒頭に質疑させてもらった件に関してよく分かりましたので、これでいいと思います。

宮本政志委員長　ちなみに、３月１日号市議会だより——この後の広報部会もだけど、市広報の４月１日っていうと、どれぐらいにという計画は部会で立てておられますか。

脇本直美委員　市広報につきましては、締切りが発行の４０日前ですので、２月末の入稿を予定しております。議会だよりにつきましては、発行の２週間前となっておりますので、２月中旬あたりの入稿と考えております。

宮本政志委員長　なるほど。どっちみち両方近いのか。

脇本直美委員　議会だよりに関しまして、原稿を広報部会へお渡しするのが２月初め頃でないと、恐らく間に合わないと考えております。

濱本健吾委員　広報部会としては、一応１月末までに完成させて、その後、議会事務局に渡すような形になり、２月中旬が最終的な締切りになってしまうので、広報部会の締切りとしては１月末を希望します。

宮本政志委員長　２月初めでも駄目かな。広報部会の濱本部会長、どうかな。

事務局でもいいけど。1月末ぐらいまでって広報の濱本部長はおっしゃったけど、脇本部長は市議会だよりについては2月初めぐらいかなと。やっぱり今月末がいいですか。濱本部長でもいいし、もし事務局でも分かったら教えてほしいんだけど。

中村議会事務局次長　例えば、議会だよりのページがどのぐらい要るかっていう分量がまず大事であろうかと思うんですけど、それが早めに分かればそのページを確保しておいて、その中で募集の内容を収めることができます。でも、その募集のときに載せる項目ってこれまでとそれほど変わらないでしょうから、過去のことを御覧いただいて、そのページ分を確保しておけば、日程的には十分な日にちではないかなという気がします。実際配られてから、市民に行き渡って募集が始まる期間までの日数をなるべく確保するためかと思うので、その努力はちょっと議会側でしていただくというところかなと思います。

宮本政志委員長　そうすると、6月1日からさらに先に延ばしたら、まだ時間に余裕があるけど、少しでも早くっていう意向はさっき広聴部会がそれを理由にしているんで。それを前提にするなら、このタイムスケジュールでいうと6月1日がギリギリで、5月1日は間に合わないってことなので、6月1日の委嘱については、皆さんどうですか。（発言する者あり）よろしいですね。それで6月1日からモニターさんには職務を始めさせていただくってことでいくと、4月1日から4月30日に募集をしたいです。その手法が市議会だよりの締めの方が早く来るね。今月末という前提で意見が大体集約されてきていますけど、皆さんいかがですか。この後、議会だよりに入るけど、特に広報部会はいやいや我々はこのなんだっていうことがあれば。それは委員会議決で決めるけど。大丈夫ですか。余裕はあるかな。

濱本健吾委員　一応、A4ページで空けています。前回の募集の言葉を今載せている状態ではあって、デザインが大きく変わらないのであれば、議会

事務局が大丈夫であれば、広報部会は大丈夫です。

宮本政志委員長 なるほど。さっき中村次長も言ったように、内容を大きくドーンと変えて、物すごいページ数を取らないといけないわけじゃないので、物理的にどうにかなるね。御意見はございますか。よろしいですか。そうしますと、募集期間は4月1日から4月30日まで。掲載媒体に関しては、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどは、議会のことなので、手続はすぐできるんだらうけど、市議会だよりの3月1日号が肝になって1月の終わりぐらいまでには正式な掲載内容が決まらないといけないってことね。市広報は2月末ぐらいが入稿なので、それに間に合うように掲載内容を詰めてつくっていきましょうということ的前提にするんなら、委嘱は6月1日ということによろしいですね。異議ございませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局次長 議会運営をしているフェイスブックとインスタグラムのページに、例えば、「モニターになりたいんですけど」っていう書き込みがあった場合に、今うちの運用基準として返信をしないようになってるんですね。なので、この方に対するリアクションが取れないんですよ。さっき聞いたときにちょっとそこを思いついてしまって、どのようにすべきかなと思ひまして。

宮本政志委員長 それは中村次長、何か規定があるのかな。規定に縛られて返事ができないってことですか。

中村議会事務局次長 本市のソーシャルメディア何とか運用ポリシーか内規かなんですけど、運用するときにそれを定めているんですね。なので、もし「なりたいたけど、どうしたらいいですか」って書き込みがあった場合に、その方に対するアクションをこちらから取れないんですよ。だから、それをどうすべきかなと思ひまして、ちょっと今心配な点が一つありました。インスタグラムとフェイスブックにその募集を載せる場合にそこ

の懸念があります。

宮本政志委員長　そこはもう僕は頭にすぐ浮かんだんだけど、何か御意見はございますか。今、中村次長から懸念事項が示されましたけど、そんなに難しくないよね。

山田伸幸副委員長　別に返事がなくても、フェイスブックに応募の仕方を載せれば済むんじゃないですかね。

中村議会事務局次長　だから、心配しているのは、それがあっても書き込まれた場合ということです。それで何もリアクションがないって、またさらに重ねて書かれる可能性もゼロではないんですけど。だから、そこはその告知の写真か何かを恐らく出すんでしょうけど、もうそれをもって対応するというので、うちの運用ポリシーどおりで従うということによければ、それはそれで。

宮本政志委員長　だから次長、実は僕も山田副委員長と同じで、こういう手法だけを掲載して、それ以外の募集に関しては対応が一切できませんということを告知しておけたら、その人が入れてきても告知でしないって言っているんだからというのはどうですか。こういうことで募集がきても、それ以外は返事をしませんよっていうことを載せておけば問題にならないんじゃないかなと思うんだけど。

中村議会事務局次長　でしたらそのように対応いたしますので、問題ありません。

宮本政志委員長　それは、今私と副委員長が案を言って確認を取っているわけで、委員会中で決めていかないといけないので、その点、事務局の中村次長の懸念事項は、山田副委員長と私が言ったそういった対応を広報で少し考えてもらうってことでいいですかね。A班も関係してくるね。文

言で直さないといけないからね。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから今度は少しまた大事なところになっていくね。

脇本直美委員 続きまして、選考方法についてです。選考方法につきましては、要綱の第7条の従来どおりの方法で選考させていただくこととすることと、応募の際に志望理由を200文字程度記入して提出していただくという案と、応募者が多数の場合は新任を優先させるという案がありました。

宮本政志委員長 こちらはどうか。第7条に関しては、従来どおりでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、2点目、応募の際に志望動機を200字程度提出してもらおうということで、出てきたものを誰がどのようにするのか。ただ提出させるだけかな。例えば、これは選考基準に加えるために200字の志望動機を出してもらおうのかな。その辺りは部会でどうなっていますか。部会の委員の方でもいいけど。

脇本直美委員 応募者数が多かった場合の対応として、そのようなことも検討してはどうかという意見でした。

宮本政志委員長 応募の際に、なぜあなたは応募されたんですかっていう志望動機を200字程度で出してもらうんでしょう。その内容によって選考を決めていくのか。それとも、公募するんだからそれぐらい動機を書けるでしょうっていう意味で出してもらうだけなのか。それは部会でどうなっていますか。

大井淳一郎委員 これははっきり広聴部会で公式見解として決めたわけじゃなくて、一意見としてあったと理解してください。こうやって書かせるのは意味が二つありまして、一つは選考基準になり得るもの、もう一つはむしろこっちが大きいと思うんですが、志望動機を書かせることでモニターに対する意識を持ってもらうというところもあります。200字程

度であれば、そんなに大きな負担ではないだろうというところでは言わせていただいた意見だと考えております。

宮本政志委員長 分かりました。そうすると、先ほどの三つ目にも関係してくるね。応募者が多数の場合、先ほどおっしゃった10人以内で決まったわけですね。十何人か来たときに、そういう場合はさっき何て言ったかな。

脇本直美委員 新任を優先させると。

宮本政志委員長 新任ね。初めてモニターになりたいという方を優先させていくってことね。今、この二つの意見、200字程度で志望動機を出してもらって、それから応募者が多数の場合は新任を優先させる。これについて御意見はございますか。

白井健一郎委員 先ほども話が出ましたが、例えば200字程度で志望動機を書いてもらう理由として一つあるのは、このモニターの役割というのが理解しにくいということがありまして、もちろん委嘱式のときに伝えますが、積極的にモニターと議会側が意見を交換し合っているといいですか、その中においてモニター制度の意義をしっかりと理解してもらうという意見が繰り返し出ました。

濱本健吾委員 200文字程度を出すことでちょっとハードルが上がると思います。今回団体の公募をなくすってことで集まらない可能性はないでしょうか。

大井淳一郎委員 部会の中では出てないですけど、濱本部長が言われるように、そういう可能性はゼロではないと思っております。ただ、こちらとしても、志望動機200字程度を書いていただくことで意識を持っていただくということもありますし、私たちが時々同意案件とか、人権擁護

委員とか——これは支障なし案件ですが、そういったものが出たときに書いていただくところもあります。もちろんそういった役職とモニターを同一視するつもりはないんですけども、一定程度のお願いは、これからモニターになっていただいたら、意見も出していただく立場でありますので、２００字程度の志望動機を書いていただくことは大きな負担ではないと考えます。

白井健一郎委員　今のことに関連してなんですけど、実際に広聴Ａの中で出た意見として、例えば、２００字程度が何らかの理由で難しい方に対しては、また別の方法もいろいろ考えると。例えば、バリアフリーの問題とかそういう問題から融通を利かせてといいますか、いろんな配慮を持って考えていくという意見も出ております。

宮本政志委員長　そうすると、その前に少し皆さんに決めてほしいのが、白井委員と大井委員がおっしゃるのは、あくまで選考基準にするためのものじゃなくて、自覚を持っていただくというような意味合いなんですよ。その方向性なら設置要綱の選考基準に盛り込まないでいいんですけど、２００字以内で出してもらってその志望動機の内容によって、例えば委員会で選考の基準にするんだってなれば、設置要綱に盛り込まないといけないんですよ。だから、それについて御意見はございますか。設置要綱に盛り込んでいこうよっていう前提の意見がある方は、設置要綱の案も一緒に言っていたきたいんですよ。というのが、先ほど奥委員の質疑質問から始まって、６月１日からこうこうで、募集期間を逆算していくと、２１人の過半数の議員を集めて、また委員会を開いて設置要綱の変更がどうこうっていうのを少し詰めていかないと間に合わないような気がします。だから少し詳細を詰めたんですけど、どうでしょう。志望動機２００字程度を提出ということについて、皆さんの御意見をお聞きしていいですか。

濱本健吾委員　２００文字を書かせる以上は、応募者からしたら選考基準にな

ると思うのではないのでしょうか。

宮本政志委員長 濱本部会長としては、選考基準にすべきかどうかというのを最後まで言ってもらっていいですか。

濱本健吾委員 私は200文字を書かせることに反対します。

宮本政志委員長 200文字を書かす必要ないと。なるほど。それも一つの意見よね。他の皆さんはどうですか。特に広聴部会A以外の皆さん、どうですか。

大年恒夫委員 質問でもよろしいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）先ほど新任優先とあったんですが、これは200文字以上の志望動機を書かれた方に対しても、やっぱり新任が優先されるのでしょうか。

宮本政志委員長 これは、部会のほうではどうですか。

大井淳一郎委員 これは部会で出ているわけじゃないので、どうしても私の意見になっちゃうんですけども、同じように書いた場合の話ですよ。それは同じ土俵に立った上で、もし新任が10人いて再任が2人いたら、新任を優先するという意味で出た意見だと考えます。

大年恒夫委員 ということは、それほど選考基準の中に志望動機が入ってないってことで理解してよろしいですか。

大井淳一郎委員 そうですね。私も書いたのは、これを絶対的な選考基準と考えているわけではなくて、今、設置要綱の中に200字を入れる入れないっていうのがありましたけど、200字書かないと絶対落とすというふうには考えてないので、要綱には盛り込むべきではないと考えております。ただ、やっぱり志望動機を見て、この人はこういう動機があるん

だなんていうのは見たいなという感じで考えております。

宮本政志委員長　でも、職務が五つも課せられて、それを前提に我々が議会運営のために活用できるような意見を頂こうというのがモニター制度で、200文字程度の志望動機も書けない方にモニターになってもらって、本当に議会が活用できる意見が出てくるかなというのも、ちょっと個人的にあるんだけど。今、濱本部長は200文字という志望動機は出す必要はない、片や200文字は選考基準じゃありませんよと。設置要綱に盛り込む必要もないんだけど、やはりモニターさんに自覚を持っていただくことも踏まえて出してもらったほうがいいっていう意見といろいろ出ているんですけど、ほかの委員の方、御意見はございませんか。

伊場勇委員　そもそも募集用紙があると思うんですけども、そこには志望動機みたいなのがもともとあったんじゃないですか。200文字というところがあれば、そのまま参考になるので……

宮本政志委員長　事務局、ありましたか。

中村議会事務局次長　一応、氏名、住所、職業、連絡先で、申込み理由という枠があります。文字数の制限はもちろん当時はありません。

宮本政志委員長　そうすると、申込み用紙で足りるか、改めて200文字がどうかということに関しましてはどうですか。

恒松恵子委員　申込み理由の記載があれば、200文字にどうしても心理的ハードルが上がると思います。志望動機で意思の高い方は200文字を超えることもあるでしょうし、意思がない方は短いかもしれません。個人的な意見ですけど、無報酬であることもありますので、応募理由が明確になっておれば、特別支障はないんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 ちょっと待ってね。無報酬かどうかというのにはまだ入っていないですからね。

大井淳一郎委員 今、恒松委員から頂きました200文字程度というのは、部会の中で私が中心となって出させていただいた意見であります。申込み理由を書く欄があるということです、200字程度でないと駄目だという意味でも捉えておりませんので、従来どおりの募集で申込み理由を書いていただくということになると思います。

白井健一郎委員 ちょっと話が戻ってしまうんですが、選考方法についてです。第7条に「年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように」ってあります。それはもちろん額面どおり受け止められますけれども、これで選ぶのは不可能に近いことではないかと思うんですよね。例えば、特定の町内会が大半を占めているとか、ほとんど女性、男性とかいうときに、じゃあ誰を落として誰を通すって決めるのかっていう話だと思うんですよ。むしろ、抽選のほうが望ましいんじゃないかと思ったわけですね。ですから、今の選考方法として、何文字か書いてもらうというものもその先行手段の中に入れずに、もういっそのこと抽選でいいんじゃないかと考えたわけです。（発言する者あり）新任というのは、一つ有力な判断基準になると思いますので、新任は入れる必要があると思います。

宮本政志委員長 でも、新任を入れて、もしどういった場合に抽選するかによっっては、抽選というのを全て前提に置くと、新任かどうか担保されないよね。（挙手する者あり）ちょっと待ってね。まず、この選考基準的に、もしくはモニターさんに自覚を持っていただくということで200文字程度の志望動機を出してもらうということをしないで、従来どおりの申込書の中に理由っていう欄があるから、そういう方向性でまずよろしいかということなんですけど、それについて何か異論がある方は、御意見があれば言っていただきたいと思います。それから、募集のことで抽せ

んという意見も出れば、まずは新任を優先させるっていうことが部会から出ているんですけど、これはどうですか。例えば、14人公募で来れたと。新人の方が9人だったと。5人はこれまでにモニターの経験があるというときに、抽せんなら新任とか古いとか関係ないよね。だけど、先ほど聞くと、なるべくなら新しくいろんな市民の方から意見を聞きたいし、あまり同じような意見ばかりでもってことで、新任を優先させたらいいんじゃないかってことだったかな。

白井健一郎委員 例えば、新任が9人だったらその新任9人を優先する。もう1名をどうするかというときに、抽せんをするというような形ですね。

宮本政志委員長 今、意見が出ていますけど、ほかの皆さんはいかがですか。

白井委員の意見もございまして、まず新任を優先させるというところについて、御意見をお聞きしていいですか。異論がある方は特に聞きたい。（発言する者あり）あまり賛同の意見をいっぱい聞いてもね。新任を優先させるという前提がまず方向性としてはありますと。今度はさっき白井委員が言われたように、仮に10人以内で9人が新人でした。14人公募があつて、5人は新任じゃありません。この5人の中の選択基準が、確かに第7条はいろいろなところに関して隔たりがないように—これは5人とも隔たりがないよっていうときは、どうするんですかというところですよ。抽せんがいいって白井委員が言っているんですけど、白井委員の意見についてでもいいし、ほかにこういう案がある方がいらっしやったら言っていたきたいです。

奥良秀委員 皆さんやりたいという強い思いがあつて申し込まれていると思いますので、その意思を酌んで私は抽せんがいいと思います。

宮本政志委員長 ちなみに、抽せんの場合は、第7条第2項をつくって入れるってことですか。

奥良秀委員 そのようにしたほうが平等性を保てると思います。

宮本政志委員長 ちなみに抽せん方法は……これは設置要綱も決めていかないといけないんですよ。

大井淳一郎委員 これは、議会で使用している銀色の棒で、若い番号が勝ちというあれでいきましょう。（発言する者あり）

宮本政志委員長 副委員長、ちゃんと挙手しては言わないと全部不規則発言だけどね。

大井淳一郎委員 そうだね、本人か、こっちで引くか……

宮本政志委員長 でも、それは大事よね。

大井淳一郎委員 でも、それを公開しろとか言われても困るんだけどね。

宮本政志委員長 つまり、そういうところよ。抽せんします、いつ来てくださいと言って来られないときはどうするのかと。代わりに引くとしたら誰が引くのか、あるいは、来られない方は誰も代わりは引きませんからあなたは最後ですってことは、来なかったらもう駄目よという条件をつけるでしょう。だから、仮に選考基準の中に抽せんということを入れると、その辺りまである程度詰めておかないと。あとで設置要綱に書き込むようになるからね。

大井淳一郎委員 詰めるならば、選管でよくやっている公報の掲載順番を決めるくじがあります。あれは、本人や代理人とかは来なくてもいいです。その代わりに選管の職員が引いて—これは公開になっちゃうんですけど、そういった運用だったと思いますので、それに準じるのが参考になるかと思います。

宮本政志委員長 今、いろいろ意見が出ていますけど、どうですか。だから、抽せんという前提でそのことについてこうですというふうにお聞きしてるんですよ。だから、新任に関しては皆さん一致でしたけど、抽せんに関してはまだ意見がまとまってないような気がするので、どんどん意見を言っていただいていいですか。

伊場勇委員 応募者が定数を超えた場合は、抽せん決定をする。抽せんについては非公開で行ったらどうかと思います。抽せんの公正性を確保するため、「議長が指名する複数の議員と事務局の職員の立会いの下、行わなければならない」というのを規定に入れて、もう一つ「抽せんの結果については速やかに応募者全員に通知するものとする。ただし、抽せんの過程については公表しない」ということについても要綱に入れてしまえば、非公開で抽せんができるんじゃないかと思います。

大井淳一郎委員 選管の方法が公開か非公開かというのは私もよくそこは確認が届いてないので、選管の方法も一つの参考だというように意見を改めます。伊場委員の言われる非公開というのも、十分形状に値する意見だと思います。

宮本政志委員長 先ほどから出ていますが、第7条の規定だけでは、確かに選考っていうのは難しいよね。200文字以内で出してもらった動機内容がいいか悪いかの優劣をつけるのも、この委員会で出すのが難しいよね。我々は学校の先生じゃないのでね。だから、そういうところから言ったら、白井委員が言う抽せんっていうのは1番平等よね。その辺りで、新任は優先するけど、新任では足りない場合、それを決定するには抽せんという前提については、皆さん異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないですね。そうすると、設置要綱に盛り込まないといけない。少しその辺りは、あと事務局も交えて文脈をつくっていかないといけないので。

大井淳一郎委員 新人が１２人になった場合は、これも抽せんにならざるを得ないと考えます。

奥良秀委員 あと、抽せんということがほぼ決まっていると思うんですけど、多い場合は抽せんになりますよということも広報で入れておかないとまずいかなと思います。

宮本政志委員長 分かりました。そのほかございますか。

藤谷圭子委員 抽せんということになると、第７条第１項の「著しい隔たりが生じないように配慮しなければならない」という規定は、なくなるということではよろしいですか。だから、これに配慮して抽せんするわけではないので削除しないといけないですか。その確認です。

宮本政志委員長 言われてみれば、そうですね。抽せんをやったら、例えば有帆地区がほぼ全員だったってなると、第７条第１項に抵触していますね。ただ、配慮しなければならない——これはまずいな。（発言する者あり）今、藤谷委員から非常に貴重な意見があったけど、これは意図的なものもあってはいけないってことかな。例えば、数名の議員が意図的に自分の支援者とかをどこかのエリアで固めて入れてっていうようなことも少し頭をよぎったのかなあ。

中村議会事務局次長 ちょっと過去の経緯を今ざっと見ると、当時の議会のあり方調査特別委員会でモニターの要綱案が作成されたようで、実際は平成２９年の初夏ぐらいから制度としては始まりました。けど、それより前の委員会において、できた案の中にこの文言もありましたし、そのときの定員と任期のところに議長が適当と認めた団体等からの推薦３０人程度、公募１０人程度ということで、結構な人数が来られるだろうということを想定されたところからこの文言があったと思われます。

宮本政志委員長　そうしますと、新任を優先して10人以内が前提でしょう。

新任が多くて10人を超えた、もしくは9人とか8人とか10人以内で満たせない場合、新任じゃない人たちから抽せんっていう前提だね。それで今の第7条に関しては、廃止して、例えば、委員が提案した抽せんということをここで明記していくかって、今前提がそれになっています。設置要綱はこの委員会議決でいいと思うんだけど、丁寧に行くなら議長に相談してこの内容で取消しと新しくこういうふうに設置を盛り込みたい。それで一応見てもらった上で、委員会議決を取ったほうが丁寧かなと思うんですけど、その辺り事務局の見解を聞かせてもらっていいですか。

石田議会事務局長　委員長が言われましたように、議長の意向も確認をする中で、委員会でも意思統一といいますか、決定をされたほうがよろしいかと思います。

宮本政志委員長　そうすると、先ほどから広報の関係、議会での関係が出てくるから、これは設置要綱の変更等の案もつくって、議長に確認してもらって、委員会議決を取らないとできないよね。でないと、モニターの募集も設置要綱を変えずに、いきなり抽せんなんですよって募集に書けないからね。そうすると、事務局、もうちょっと見解を教えてください。多分あまり期間的な余裕がないと思うよね。その場合は、設置要綱に関して、議長に当然相談して、今の皆さんの御意見を前提にしながら、事務局でも私と副委員長で案をつくると。それで議長からこの内容でいいんじゃないってなったときに、委員会議決を委員長で一任を得るというのはどうなのかな。少し僕は粗いような気もしているんだけどね。事務局はどう思いますか。やはりまた過半数以上が集まっての委員会議決が丁寧と思うんだけどね。ただ物理的に少し気をつけないといけません。

石田議会事務局長　今言われましたように、やはり委員会での意思統一をされ

て、最終的にこの要綱の設置は議長の決裁によって決定しますので、その前段としてはやはり委員会での意思をあらかじめ決められた上でのほうがよろしいかと思います。

宮本政志委員長 そうだね。その方向性で行こうか。

白井健一郎委員 年齢、性別、居住地に著しい偏りがないことが望ましいことは確かなんですよね。結果として、そうなったときは受け止めざるを得ない。ただ、広報するときに、例えば世代、年齢とか、全世代にわたるような感じで、SNSだけではなくて、しっかり市の広報とか議会だよりとかという紙媒体を使うとか、それから特定箇所にポスターを貼るのではなくて、できれば全戸というか全市的な広報ができるような形、募集段階においての平等性を保つことがやっぱり望ましいのではないかと思います。だから、第7条に載せるかどうかはまた別問題として、募集段階において、なるべく偏りが生じないような募集をかけると。結果として出てきたときは、これを受け止めて抽せんをするということだと思います。

宮本政志委員長 どういうことかな。ちょっと分からないです。要綱はこれまでどおりでいいってことですか。

白井健一郎委員 もう一度言いますと、例えば、今年は議会だよりや市の広報に載せるっていう話もありました。だから、一応全市的にモニター募集は行き渡ると思うんですけども、例えば、来年、再来年、SNSだけでいいじゃないかとかいう話が出てきたときに、果たして高齢者にその情報が行き渡るのかどうかと考えた場合、やっぱり丁寧に議会だよりも市の広報にも載せてSNSでもやるというような形で、年齢とか性別とか居住地に偏りがないような募集の仕方が必要だと思うんですよね。ただ、その結果として偏りが生じたときには、これも抽せんということです。

宮本政志委員長　だから、今周知の方法と、後者の白井委員の意見は、この選考の第7条はもうこのままってことかな。このまま設置要綱の中に盛り込んでいなかったら、この抽せんの結果の整合性が取れないようになるよね。モニター制度については、決まったこともございますよね。後は決まってないのが、最初のモニターの職務についての要綱追記案ね。これは当然要綱をさわることになるので、当然、議決は取ってないわけですよ。それに伴って定員及び任期も変わってきます。モニター定員は「15人程度」、任期は「3年」とある規定を10人以内、そして「1年」とするか、1年間ってこの辺りも文言であるんだけど、それと先ほどから出ているのが選考か、そっちの件だったかな、その辺りも設置要綱のほうは少し改正を出さないといけないな。そのほか何か部会があったのかな。（発言する者あり）団体推薦が設置要綱にあったよね。これも削除して公募とするよね。全て公募とするか。そうか、募集は全て公募とするやね。できれば、部会でこういう設置案を列記して出してほしかったなっていうのはあるんだけど。そのほかありますか。今は選考方法までいったけど。さっき冒頭で10個と言ってたよね。

脇本直美委員　後の報告内容については、意見の聴取方法と意見の取扱いと報酬についてが残っております。

宮本政志委員長　意見の聴取方法、これはモニターとの意見交換をするときにどうするかってことか。これは設置要綱に関係してくるのでしょうか。

大井淳一郎委員　基本的に意見交換会につきましては、第3条第3号にモニターの職務として明記してあることと、意見交換会でできた意見をどう取り扱うかについては改正前の第9条にあるだけであって、それ以上のものは書いていないです。だから、ここから意見交換会の回数などは読み取れないので、意見交換会についての規定は第2条の二つの規定だけで

す。

宮本政志委員長 聴取方法と、あとはほかに何がありますか。

脇本直美委員 あとは報酬ですね。

宮本政志委員長 報酬があったのは第10条よね。報酬については、部会はどういう意見ですか。

脇本直美委員 報酬については、記念品の進呈はできるので、2,000円程度の記念品を進呈するという案と、市議会モニターは無報酬とあるので記念品はなしとするという案が、A班の中では二つ出ておりまして、それは結論には至っておりません。

宮本政志委員長 第10条は「市議会モニター無報酬とする」って書いてあるね。ただし、「予算の範囲内で記念品を進呈することができる」って書いてあって、これは謝礼という意味かな。報酬っていう意味と、ただ1はお礼っていうことよね。この点について御意見はございますか。

奥良秀委員 謝礼を反対された方は、なぜ反対されたのかっていう意見をお聞かせいただきたいんですが。

宮本政志委員長 前期は3年で5,000円だったよね。1年だから2,000円で大体分かるんだけど、2,000円の根拠を教えてください。

脇本直美委員 物価高のこともありまして、出向いていただくモニターさんの交通費など1回が500円と考え、4回意見交換を頂くということで、2,000円程度という金額になりました。

宮本政志委員長 なるほど。意見交換会はその前の意見聴取に関わるけど、年

4 回ぐらいを想定しようってことね。そのほかの委員の方、ありますか。

大井淳一郎委員 意見交換会の回数につきまして議論したところ……（発言する者あり）

宮本政志委員長 ちょっと不規則発言はやめてね。

大井淳一郎委員 意見交換会につきましては、前期の広聴特別委員会では毎定例会ごとにやっていました。年 4 回になります。そのほかに委嘱状の交付式があり、最後年によっては 5 回になります。今回は 1 年ということで、意見交換会の回数について議論いたしましたが、多くの意見は恐らく年 2 回ですね。また具体的に申し上げますと、6 月定例会終了後の 7 月と 12 月定例会終了後の 1 月に意見交換会を定めて、それが意見交換会 2 回ということ部会を取りまとめております。モニターの任期開始は 6 月 1 日、そして 5 月末に最後モニターの任期満了については集まっていたいて、別途、説明なり意見交換なりというものはしていきますので、実質は 4 回集まっていただくことになります。それが先ほどの 1 回 500 円掛ける 4 回の 2,000 円という一つの根拠になろうかと思います。

宮本政志委員長 最初の B 班との議会報告会云々の関係があって、3 月、9 月は議会報告会をやりますよで、意見交換とモニターをちょうど 6 月、12 月にはやらないから、そういう整合性が取れるね。それで今 2,000 円の根拠も分かりました。奥委員の先ほどの質問で、なぜ無報酬でいいんじゃないかという意見が出たのかな。無報酬でいいんじゃないのっていうのはどういう意見ですか。

白井健一郎委員 2,000 円という額がまず出てきたわけで、2,000 円という額に対して、定額なので逆に失礼に当たるのではないかというような意見ですね。

宮本政志委員長　あまり低すぎるなら、もう上げないほうがいいんじゃないかってことね。

大井淳一郎委員　そういった意見もございました。この2,000円のクオカードの位置づけについてどう考えるかということで、報酬かどうかということ考えたときに、私は一つの根拠として言わせてもらったんですけど、交通費程度の実費弁償みたいな一奥委員の言われるお礼も謝礼も含めてと考えます。報酬と考えると、白井委員の言われるような1年間で2,000円かというのは一考に値するんですけど、私個人は報酬と考えずに、そういった別途お礼とか実費弁償的な位置づけと考えますので、これでよろしいかなと思います。そう考えることによって、無報酬とするという文言に抵触しないと考えます。2,000円が報酬と考えると、無報酬に矛盾してきますからね。

宮本政志委員長　前期は幾らか調べているかな。モニターの数掛ける5,000円……

大井淳一郎委員　前期は3年間で5,000円と聞いております。

宮本政志委員長　何人だったかな。

大井淳一郎委員　3年間で5,000円と聞いております。

宮本政志委員長　最終的には何人ですか。

大井淳一郎委員　13人です。

宮本政志委員長　6万5,000円か。今10人以内だからこのたびは10人だ。2,000円なら20,000円掛けることの3回で6万円。予算

的にはそんなに増えたり減ったりと変化ないよってことね。これについて、御意見はございますか。要は2,000円のお礼っていうのを考えて、募集要項に載せるか載せないかっていうのはまた判断していかないといけないけど、予算が関係してくるからね。報酬という定義が少しずれてくるかな。やっぱりお礼っていう形かな。そうすると、条例と整合性が取れるよね。無報酬ってなっているんだから、報酬扱いはできないでしょう。ただしのほうで言ったら、記念品は謝意の意味でということはあるんだけど、そのことと2,000円という金額とセットで意見が欲しいです。

中岡英二委員 第10条を見て、「市議会モニターは無報酬とする」を削除してもいいんじゃないかなと思うんですけど。「ただし、予算の範囲内で記念品を進呈する」というのに変えてもいいんじゃないかなと思ったんですが。

宮本政志委員長 それは方向性が決まってからの話ね。まず、とにかくそのお礼としてモニターさんにお支払いをしていくと。1年を通じて2,000円ぐらいでということに関して。

白井健一郎委員 ちょっと空気も疲れてきましたので発言しますけれども、例えば、市議会という刻印があるボールペンを記念品として渡すとかいうのを一つ。今、自由に提案したら駄目ですか。

宮本政志委員長 休憩に入る前にもう少し決めておきたいです。

恒松恵子委員 すみません。事務局にお尋ねしたいんですが、無報酬は当然だと思うんですが、記念品を進呈すると定めた経緯は御存じでいらっしゃるのでしょうか。記念品の解釈がいろいろあると考えられますので、当時の経緯が分かればと思ってお尋ねしました。

宮本政志委員長 記念品となった経緯を聞いても、これは今の現時点でこの委員会が経緯についてどうかってことを決めればいいので、経緯はいいよ。どうですか。まず、謝礼として2,000円をお支払いするっていうお礼という意味と、2,000円という金額をセットで意見が欲しいです。それをクオカードにするのか、記念品にするのか、現金にするのか云々は、また後の話でね。記念品かどうかというのはそんなに大きな議論にならないと思う。どうですか。もう無報酬って書いてあるんだから、ゼロでいいじゃないかっていう意見。白井委員はボールペンとか、例えば何かほかのものでいいじゃないかっていう意見。2,000円程度の記念品だから、ボールペンとかじゃ2,000円にならないかなっていう話よね。ちょっと御意見を頂けませんか。

奥良秀委員 2,000円というのは、報酬ではなくて謝礼ということでお出ししても全然問題ないと思います。

宮本政志委員長 じゃあ、2,000円の記念品、それともどういうふうな一金額はそれでいいですか。

奥良秀委員 本来であれば、広聴Aがこういうことを全部決めてというところで、今ばらばらと意見を出されているのでどうかなというところがあるんですけど。私としたら、従来どおりの記念品をお渡しする形でいいのではないかなと思います。あくまでこれは記念品であって、やはり皆さんがこのモニター制度に参加したいという気持ちを私たちがそれにお礼という形で出すものだと思いますので、今までどおりでいいと思います。

宮本政志委員長 ほかに意見はございますか。

伊場勇委員 記念品として、今、広聴Aが提示された2,000円程度のもので、クオカードでいいと思います。

宮本政志委員長 そのほか御意見はございますか。特に何か異議や違う意見があったらお聞きしたいんですけど、いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、あくまで1年間でお一人2,000円の記念品をお礼の意味で進呈させていただくということによろしいですか。異議ございませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）あと次にあるのは何だったかな。今から休憩に入るけど、休憩後に意見の取り扱い、さっき何か言いましたよね。

脇本直美委員 意見の聴取方法と意見の取り扱いについて……

宮本政志委員長 了解です。ちょっとここで暫時休憩を入れましょう。

午後4時7分 休憩

午後4時18分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。広聴A班で、まだモニターの意見聴取の方法について、ありますか。

脇本直美委員 意見交換会の開催については、先ほど7月、1月と説明をいたしました。この意見交換会に来られない場合は、モニターの方にはファクス、メール、手紙で意見の提出を求めていくと決まりました。また、通年でファクス、メールによる意見の受付を行うということが決まりました。聴取方法については以上です。

宮本政志委員長 もう一度言います。前提は1年間を通じて、ファクス、メールで意見をまず受け付けますよと。それと意見交換会は、先ほどもございましたけど、7月と1月に開催する。その意見交換会に出席できなかったモニターに関しては、そのときにこういうことを意見として伝えたかったことがあれば、ファクス、メール、手紙で意見を提出できますよと。この2段階で行きますってことね。それについて、御意見はござい

ますか。これは通年で出せたら、別にモニターの意見交換会に来られなくても、出せるんじゃないかな。さっき通年はファクスとメールで、意見交換に参加できないモニターは、ファクス、メールにさらに手紙での意見と手紙が追加されたけど、その辺り御意見はございますか。部会の委員の方、何かフォローすることはあるかな。わざわざ通年でやっているんだけど、意見交換会に参加できないモニターにはさらにファクスとメールで意見を言えますよ。おまけに通年と違って、手紙の意見提出もできますよっていうのは、どのような意見からこのような部会の意見になったかというのは補足できますか。

大井淳一郎委員 これは部会長から報告されましたが、基本的には二つに分かれて、委員長が冒頭言われたように、通年で意見等は受け付けていると。意見交換会は、年2回と先ほど決まりました。そのときに、1か所、日程の参加者が一番多い日を選んで、そこで1回開催する。どうしても参加できない人が出てくるので、その人に対しては、別途手紙やファクス等で意見を頂くということで、基本的な二つのことを言っております。

宮本政志委員長 今、説明がございましたけど、意見はございますか。これは設置要綱が絡むかな。モニターの聴取方法はなかったよね。意見の取扱いだけだったかな。これも募集のときに恐らくどういうふうにするかは載せてあげたほうがいいような気もするし、ここは部会で考えて、委嘱式のときにこれを御説明して。

白井健一郎委員 第9条を見ますと、意見交換会で聴取した問題点をとっていますから。ファクス、メールとは書いてないわけですね。ここに取り入れる必要があるのではないかと思います。

宮本政志委員長 これは設置要綱の中に盛り込むべきだっていう意見ですね。それはちょっとその後でね。その前に、通年でファクス、メールによる意見を1年中受け付けますよ。さらに、丁寧に意見交換会に参加できな

かったモニターについては、ファクス、メール、手紙での意見を求めますってことで、二重で部会から意見が出ているんですけど、それについてございますか。

白井健一郎委員 私なりに少し補足しますと、モニターとの意見交換会というので今回新しく考えているのは、モニターが10人以内と決まりましたが、10人以内の方々を一堂に会して、議会側もそれに対応する人数が一堂に会して、例えば、2時間とか決まっていますが、そういう形で言ってみれば一発勝負みたいな形ですね。前期は、モニターとの日程調整から、例えば3人、3人、2人とかいう形で参加や、例えば3回なら3回やっていたと。議員側も3人、3人、3人という形で受け付けていたんですが、一発勝負。その後のやり取りをするということで、ただし、持ち帰らないことが原則でして、聞かれたことに対して分からなくても個別回答はしない。ですからこれによると、メールとかファクスとかでの受付に対しても個別回答はしないということなんです。ただ、必要に応じてというか、どうしてもという方に対しては責任を持ってお答えをするということ。前期は一つ一つのモニターの意見に対して、きっちりとした答えを出していたので、率直に言ってこちらの対応が非常に難しかったということもあります。年に2回とすると、例えば、意見したいなと思っても4か月先、5か月先となったらなかなか難しいですから、そのたびごとにファクスやメールで意見を頂くという形になっております。

宮本政志委員長 意見の取扱いについても少し触れているんだけど、モニターの方は1年中、ファクス、メールで意見が言えるということが一つね。それとさらに意見交換会に参加できなかったモニターには、ファクス、メール、手紙で意見を出すこともできますよっていうことの二つセットで、聴取方法について部会の意見が出ているので、それについて御意見はございますか。武野委員、どうですか。特に新しい方々にいろいろ意見を聞いてみたいです。

武野裕司委員　ちょっとよく分からないんで、答弁は差し控えます。

宮本政志委員長　北永委員はどうですか。

北永千賀委員　（「難しいかな」と呼ぶ者あり）少し難しいです。モニターの意見を今までは回答していたけど、今回はしないということですか。

宮本政志委員長　それは意見の取扱いについてなんですよね。回答するかしないかじゃなくて聴取方法ですね。モニターから意見を聴取する方法について意見をお聞きしたいんだけど、何か意見はないかな。中村委員はどうですか。

中村博行委員　部会長が申されたとおり、通年との二本立てですよ。それならもう十分ではないかという結論を部会長が言ったと思います。

宮本政志委員長　補足は別段なかったですね。

奥良秀委員　これも前回、私は広聴特別委員会にいましたので、こういう意見があって通年の意見を聴くということと、意見交換会２回ということ、先ほどから一発勝負という言葉が出ているんですけど、１日に限って、この日に来られる人の意見を聴きましょうっていうことでいいと思います。

宮本政志委員長　これがよく分からないんだ。通年で、つまり１年中ファクス、メールで意見が言えるんだよね。意見交換会がいつですよ、自分に行けなかったとなっても、通年で出せるんならこれはダブルでいるのかなって。重複するんじゃないかなと。

大井淳一郎委員　これは、意見交換会を何回するかという中で出たところの一

つでもあるんですけれども、ファクスやメールが得意な人もいれば苦手な人もいます。そうした苦手な人にとっては、意見交換を言う場をつくったほうがいいだろう、それが多いいほうがいいだろうということで4回とか2回とか、その中で出てきた意見なんですけどね。部会ではそういう意見でした。

宮本政志委員長　そうか。通年で、FAXはできない、メールもちょっと苦手で、せっかく意見交換をしようと思っていたけど何らかの理由で来られないモニターがいたらいけないから、そのときに手紙でもいいですよと言うのなら、通年でファクス、メール、手紙で意見を受け付けていいんじゃないのかな。駄目なのかな。

白井健一郎委員　一応、意見交換会の場で一堂に会して、モニター同士が顔を合わせる機会を持とうということを考えております。

宮本政志委員長　そういうことね。部会長、そういうのはちゃんとした論拠を持ってやってもらわないと、なんで同じことをやるのかと思うんだけど。なるほど。ほかの委員の方は御意見ございますか。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、通年ファクス、メールで意見を受け付けながら、意見交換に参加できないモニターについては、ファクス、メールに加えて手紙で意見を求めていくということでよろしいですね。異議はございませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）それから部会長、ほかに先ほどから出ている意見の取扱いについてお聞きしましょう。

脇本直美委員　モニターからの意見の取扱いについてです。モニターからの意見には原則として個別回答をしないこととし、モニターからの意見は、広報広聴特別委員会が全議員に周知し、必要に応じて各委員会に振り分けていく。各委員会は意見の内容を検討し、必要に応じて対応をしていく。回答を求める意見には、その場での回答は行わずに持ち帰り、広報広聴特別委員会で検討し対応をしていくとなりました。

宮本政志委員長 ちょっとお聞きしたいな。モニターからの意見には原則としてまず個別回答しない。原則から外れる場合というのはどういうことが想定されるのかな。個別回答しませんということは原則なので、例外的なことがあり得ると多分想定したと思う。その辺りは、何か部会の委員の方、答えられますか。

大井淳一郎委員 これは条文で典型的な場合、「意見交換会で聴取したモニター意見が必要に応じて検討し」というところで、差し当たった場合どういった場合が考えられるかということが委員長の言われたとおりのことなんですが、これについては意見が出ましたと。その場で回答するには、議会運営委員会等で合意形成を図る必要があるものもあると思います。というのは、一委員が議会運営委員会の見解を言うわけにもいきませんから、そういう場合には持ち帰らざるを得ないといった意見が出ました。

宮本政志委員長 それで原則としては分かるね。そうすると、広報広聴特別委員会がモニターから頂いた意見を全議員に周知するのはそんなに難しくないんだけど、出てきた意見は全部、広報広聴特別委員会で各委員会に振り分けるってことですか。

大井淳一郎委員 これは先ほどの要綱にも通ずるものですが、機械的に全て議会運営委員会等に振り分けるというわけではなくて、振り分けるかどうかというのは広報広聴特別委員会で検討されると。この文言どおりで行けば、そのようになっていくと考えます。

宮本政志委員長 だから、モニターの意見が例えば１００個出てきたら、１個１個の振り分けはどうしますかと。委員会でやるってことですか。

大井淳一郎委員 振り分けをするかどうかは、振り分ける必要があるときにそういう話になってくると思います。１００個出てきたら１００個振り

分けるわけではなく、もし一つ二つあれば、それを振り分けていくような運用になるかと思います。必要に応じてというのはそういうことでございます。

宮本政志委員長 その必要性を検討するのは、広報広聴特別委員会でやるわけですか。

大井淳一郎委員 そうですね。一つの案とすれば、担当の部会ということもあるんですけども、従来の設置要綱どおりの旧条文で言えば「広聴特別委員会は、」改正予定は「広報広聴特別委員会で、検討し」と書いてあります。やはり部会の一存だけで決められるものではないかなと思いますが、部会である程度精査して図っていくかと思います。ここから先はまだやっていませんので勝手なことは言えないので、これ以上は差し控えます。

宮本政志委員長 分かりました。大井委員から、私の懸念点についてはいろいろ御意見をお聞きしたんですけど、総体的に御意見をお聞きしたいです。まず、取扱いについて原則個別回答をしないという点については皆さんどう思われますか。原則、回答するべきであるという考えの方は、特に意見を述べていただきたいんですけど、ないのかな。原則、個別回答をしないということで、皆さん異議はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうすると、二つ目は、基本的には通年ですからモニターの意見が幾つ出るか分かりませんが、広報広聴特別委員会が周知は簡単よね。こういう意見がございましたというものを正確にタブレット等に流せばいいわけなので。各委員会に振り分けていくのは、担当するのが広聴A班なので、モニターに関しましては、今からこの広報広聴特別委員会の中でしていくけども、意見が出た中でこの意見は広報広聴特別委員会で振り分ける意見として出したほうがいいなっていうものをA班で選別して、出てきた意見に関しては全部この委員会でどこにするかを振り分けていきたいと思いますということですね。それについて御意見はございますか。

特にこういうときは異議があるほうが議論は進むんだけどね。あるいは、
こういうふうに改善したらいいんじゃないですかとかあれば。ないです
か。（「なし」と呼ぶ者あり）これは局長、特に何か懸念はないかな。
ここは大丈夫かな。原則、個別回答はしない。モニターから出てきた意
見を部会で特別委員会に振り分けを依頼するために少しふるいにかけて
こちらに持ってきて、こちらは来たものは全部振り分けていくという流
れよね。懸念事項は別にないですか。

石田議会事務局長 広聴A班で出された意見を委員会に的確に仕分けていた
くという作業が必要になると思いますので、その点はよろしく願
いしたいと思います。

宮本政志委員長 そうすると、最後にまた回答を求める意見にはつながって
くけど、「回答してね」ってモニターが言ったら、そこは部会で選別
するんじゃなくて、そのままこちらに来て振り分けていくっていう解釈
でいいですか。

白井健一郎委員 モニターの意見交換に出る議員側の選考というのは……広聴
Aではそのまま行くという形では理解してないんですけれども。

宮本政志委員長 そうですね。組立てはそうだけど、実際にどういうふう
に人選していくかというのはやはりこの委員会で決めていかないと、部
会の決め事イコール委員会の決め事にはならないですからね。

白井健一郎委員 そのときに、やはり議会の運営や、要するに外形的って
言ったら変だけど、どういうふうに理解を進めていくべきかというよう
な話は、やはりベテランの議員のほうが知識も経験もあるわけです。
ですから、もちろん理解が深まっている方は、その場でどんどん答えを
言えすけれども、そういうのが難しい議員もいるということで、やはり
その辺の選考の仕方が必要になってくると思います。

宮本政志委員長　その辺りは原則として個別回答しないという前提もあるし、回答してほしいという意見に関してもその場での回答を行わないで帰ってという案が出ているので、原則的には意見交換会はそういう対応になるのかなと思う。ベテラン議員だから的確に正しい答えができるかという点と必ずしもそうじゃないので、それはまたそれで、モニターとの意見交換会に関する出席者等の人選とか構成とかに関しては、またこの委員会で決めていきましょう。そうすると、広聴Aから出た意見の取扱いについては、こういう流れで大丈夫かな。今、取扱いについては、設置要綱はどういうふうに見ていますか。モニター意見の取扱いは第9条が絡んでくるよね。

大井淳一郎委員　第9条は「第3条第3号の意見交換会で聴取したモニター意見を必要に応じて検討し」と書いてあります。ただ、通年の話が出ておりますので、何らかの形で改正が必要だと考えます。

宮本政志委員長　そうですね。通年ということが関係してくるので、少しその辺りの整合性が図れる設置要綱にしていけないといけないですね。私も入っていきますので、この辺りもまた部会で詰めていきましょう。そのほかございますか。今の点について、ほかの委員の方、ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それなら、協本部会長からモニター制度については、そのほか何かありましたか。

脇本直美委員　以上でA班の報告は終わります。

宮本政志委員長　なしですね。これで設置要綱を変更しないといけないんですが、これは議長の承諾が要ります。先ほどの議会だよりに間に合わせるために広聴A班に私も入っていきますので、本日の委員会決定の内容を踏まえた設置要綱の変更案を一緒につくっていきましょう。それに伴って、今度はできたら議長に承諾を頂いて、最終的にまた委員会を開催しない

といけませんので、開催したときに設置要綱の変更ということでやっていきましょう。それでよろしいですね。事務局、それでいいよね。

石田議会事務局長 その流れでお願いいたします。

宮本政志委員長 それでは、これで付議事項の２点目は終わるけど大丈夫かな。

あとまた何かあったら、その他で言ってください。続きまして、議会だよりの発行についてですね。

濱本健吾委員 広報部会について報告いたします。広報部会では委員全員出席の下、１２月２３日、１月９日、１月１６日、１月１９日の計４日間、広報部会を開き、議会だよりの作成を進めてまいりました。議会だよりの説明をさせていただきます。タブレットの広報広聴特別……

宮本政志委員長 ちょっと待ってね。今、資料は皆さんに入っているのかな。

まだ入ってないよね。（「入っている」と呼ぶ者あり）いや、ないよね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）そうしたら、議会だよりの中の構成についての議論に入っていきます。今からタブレットには入れてもらうけど、委員会資料としては使えないのでちょっと中継を切ってもらっていいですか。暫時休憩に入りますよう。

午後４時４２分 休憩

午後６時１２分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。議会だよりの発行についてなんですけども、これは広報部会ですね。濱本部会長、お願いします。

濱本健吾委員 広報部会について報告いたします。広報部会では、委員全員出

席の下、12月23日、1月9日、1月16日、1月19日に広報部会を開き、議会だよりの作成を進めてまいりました。議会だよりの興味を持ってもらうことを主眼に置き、情報量よりも見やすさを重視しました。今回、1ページ目は表紙をつくっております。表紙は、全体写真を載せたのと、週刊誌風に見てもらえるような気になる文言を載せております。

宮本政志委員長 まず表紙に関しては、前回までは議論という大きな言葉も載っていましたが、今回表紙はどうするのか。

濱本健吾委員 議論という文言は載せています。できるだけ前回に近いような形にレイアウトをしております。

宮本政志委員長 今、表紙はカラーね。

濱本健吾委員 表紙はカラーになります。

宮本政志委員長 今、濱本部長から、まず表紙について説明がございましたけど、質問等はございますか。意見でもいいけど、よろしいですか。それでは、続きまして次ページから。

濱本健吾委員 2ページ目は、新議長、副議長の新春インタビューを載せております。これは前回の改選時も載せていたので今回も載せました。

宮本政志委員長 続けていいよ。議長と副議長ね。次は何委員会絡みかな。それともまた全然違うことですか。

濱本健吾委員 3ページ目から6ページ目は委員会になります。3ページ目から6ページ目は、各常任委員会、あとは議会運営委員会について、各ページ1ページずつ載せております。

宮本政志委員長 もう少し詳しくお願いします。

濱本健吾委員 中身として、ピックアップ議論という形で議案審査について詳しく載せております。また、この中で質疑者の名前を出しております。また、各常任委員会が何を所管しているのかということを詳しく載せております。あとはメンバーの名前も載せております。

宮本政志委員長 今、濱本部長が常任委員会と議会運営委員会っていう言い方をされたんだけど、表紙がきて、その後の正副議長のインタビューの次は常任委員会が三つ、その後に議会運営委員会ってことですか。

濱本健吾委員 3 ページ目、まず議会運営委員会で、総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会の順番になっております。

宮本政志委員長 何か意見、あるいは質問等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）3 常任委員会は質疑者という言葉が出たんだけど、議会運営委員会は質疑が出ないはずよね。議会運営委員会はどういう内容を主に出すんですか。

濱本健吾委員 議会運営委員会については、質疑者は出ていません。今回は広報広聴特別委員会が設置されたことや公共交通に関わる特別委員会が設置されましたので、そのことについての委員の意見等を載せております。

宮本政志委員長 3 常任委員会に関して先ほど説明がございましたけど、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、次ページからの内容は。

濱本健吾委員 次のページでは、請願書について載せております。こちらは、請願者の名前と紹介議員の名前を載せました。また、請願ということを

広く市民の方に伝えるために、図解で分かりやすくしたものを載せました。

宮本政志委員長 意見、質問等はございますか。請願のページは1ページで、請願についての宣伝と、請願内容とか請願の結果とかは。

濱本健吾委員 請願の結果についても、採択という形で大きく載せております。

宮本政志委員長 どういう請願が出たかっていう内容については。

濱本健吾委員 今回12月定例会で、土地改良区の運営に関わる事務費補助の求める請願が出ました。それについて、委員会で出た意見などを載せております。

宮本政志委員長 請願について全般に載せたのね。これについて御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）次のページは。

濱本健吾委員 次のページは後期基本計画の審査について載せました。山陽小野田市の後期基本計画についての説明で、あとは所管が重点プロジェクト分科会、総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会の四つに分かれたので、所管別にこの質疑と自由討議について載せました。またここも名前を載せております。

宮本政志委員長 何か質問、御意見等はございますか。名前を載せていますって言われたけど、何についての名前を出しているんですか。

濱本健吾委員 それぞれの質疑において、質疑者の名前を載せました。

宮本政志委員長 先ほどからの議会運営委員会と3常任委員会と、今重点プロジェクトと3分科会で掲載する記事の内容については、どのように各委

員長に依頼をしたのかどうか、その点をもう少し詳しくお聞きしていいですか。

濱本健吾委員 内容については、それぞれの委員長に回答をもらっております。

宮本政志委員長 御意見等はございますか。

濱本健吾委員 次のページは、今回反対討論が二つあったため、反対討論を載せました。また、賛成討論は今回なかったので載せてないんですけど、もしあれば、今後賛成討論も載せたいと考えています。

宮本政志委員長 反対討論の中身は全文かな。その辺りを詳しくお聞きしていいですか。

濱本健吾委員 反対討論については、本来全文を載せるべきところですが、ページの文字量に限りがあることから、当該議員に聞いて文字を短くしたものを要点筆記で載せております。

宮本政志委員長 この反対討論の掲載について、御意見、御質問等はございますか。ないですか。今、要点筆記みたいな形で僕は受け止めたんだけど、全文じゃないのかな。

濱本健吾委員 全文で載せることはできていません。要点筆記です。ですので、QRコードを載せて全文が見られるような形を考えております。

宮本政志委員長 この反対討論の掲載について、御意見はございますか。

大年恒夫委員 昨年まで一般市民として議会だよりを見ていて、反対討論は今までなかったんですが、それを載せられるという意図は何でしょうか。

濱本健吾委員　今までの議会だよりを研究いたしました。一般質問が半数近くを占めていました。その中で、議会だより、便覧を確認したところ、一般質問というのは権利ではあるんですけど、地方自治法には載っていません。一方で、議会の審査については、議決事案として地方自治法の第96条に載っております。ですので、地方自治法第96条に載っている議決事案で、それに関わる反対討論ということを今回クローズアップして載せております。

白井健一郎委員　今伺っていたら、反対討論の前のページですね。後期基本計画だったと思うんですが、それがまず1ページあって、次に反対討論でまた同じ1ページ取っているということなんですけれども、後期基本計画というのは市の一番の根幹な計画でして、第二次総合計画の後期基本計画4年間分のことを私たちはみっちりやったわけです。それについての量と反対討論のページの分量が同じというのは、ちょっとバランスを欠くのではないかと思っているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

濱本健吾委員　部会の中では、後期基本計画を1ページっていう意見はありましたが、もっと増やすというような意見はありませんでした。

伊場勇委員　今、1ページ、2ページについて意見があったと思いますが、1ページ目については、後期基本計画を簡単に済ませようというわけじゃなくて、重要な案件についてはちゃんと質疑した内容、そしてどれぐらいの時間を使ったか等々について、市民に分かりやすいように書こうと考えております。反対討論については、今回、12月定例会においてあった内容については、今までこういうことはしてなかったのもので、目新しい取組として発展的に捉えていただけたらいいと思います。

宮本政志委員長　濱本部会長、先ほどまず反対討論に関しては、全文はQRコードで市民の方に見ていただくようにした。内容は要約版じゃないけど、

反対討論をした議員に分かりやすくつくってもらったってことよね。内容の精査については、反対討論をした議員がやはり分かりやすくつくろうと思って、その内容が正しいかどうか、つまり全文に対して正しいかどうかという確認をどういうふうにしたのかをまずお聞きしていいですか。

濱本健吾委員 そちらはまだできていません。ですので、今後部会に持ち帰ってやっていきたいと考えております。

宮本政志委員長 内容はちゃんと確認するね。なら、その前提で反対討論は掲載しても瑕疵はないでしょうね。そして、白井委員からは反対討論と重要な後期基本計画の審査の結果を載せるのが、同じ1ページずつっていうのはどうなんだっていう意見があったわけよね。なぜそういうふうに1ページずつにしたかについては、濱本部会長と伊場委員から説明がございました。この点について、ほかの委員の皆さん、御意見はございますか。つまり、反対討論を載せるかどうかっていうところ。載せるのであれば、後期基本計画と同じ1ページずつでいいんじゃないか。あるいは、後期基本計画をもっと増やすべきじゃないかっていう論点が少し出てくるんだけど、まず反対討論を議会だよりに掲載する点についてはどう思われますか。

奥良秀委員 今、委員長が言われたとおり、きちんと本会議場で言われたことの趣旨が変わらなければ、要点筆記で載せられる分には載せてもいいと思います。

宮本政志委員長 反対討論について、意見をお聞きしましょう。

矢田松夫委員 反対討論がたとえ少数でも、反対討論をしたという事実経過については掲載すべきであると。反対少数だからそれを載せないということじゃなくて、少数者の意見も大事という民主主義の根幹でありますの

で、これは新しい画期的なことであって、私は非常にいいことだと思います。全文筆記ができなければ、要点筆記で掲載すべき。QRコードで全体を周知すると。こういう班長の意見で賛成です。

宮本政志委員長 そのほかございますか。前田委員どうでしょうか。

前田浩司委員 今、矢田委員がおっしゃられたとおり、関心のある方は議会だよりでは見られない部分をQRコードで見られるということは画期的で、私も賛成です。

宮本政志委員長 異議がある方が先ほどからいらっしゃらないので、基本的には中身はきちんと精査されるという前提で、ページ数とかはこの後行きますよ。反対討論そのものを今回の議会だよりに掲載することはもう御異議ございませんね。載せることはね。そうしたら先ほど白井委員が言われた後期基本計画と今の反対討論が同じ1ページずつということについて、皆さん御意見をもらえますか。部会長の説明は1ページずつ同じ面積っていうか同じ枠の大きさよね。それについて、御意見はどうですか。武野委員どうですか。

武野裕司委員 特にございません。

宮本政志委員長 穂本委員、いかがですか。

穂本真一委員 私は、できることなら反対討論を少し減らして、後期基本計画を広げたほうが良いと思っています。ボリュームを変えるということで。

宮本政志委員長 できることならっていうのは、それは仮に広報部会で可能だっていうことならね。（「はい」と呼ぶ者あり）この委員会でそうしましょうってなったら、広報部会はそれにのっとってやるわけだから、できることならじゃなくてそうすべきだということね。ほかに意見はご

ございますか。中岡委員いかがですか。なかなか当てないと意見を言わないからね。（「すみません」と呼ぶ者あり）どんどん挙手して意見を言ってほしいですけど。

中岡英二委員 後期基本計画の審査と反対討論はこのままでいいと思います。

宮本政志委員長 ちなみになぜですか。

中岡英二委員 なぜというか、内容さえしっかりしてればページ数はあまり問題ないんじゃないかなと思います。

宮本政志委員長 なるほどね。ページ数には問題ないと。そのほか御意見はございませんか。

恒松恵子委員 部会員なので恐縮ですけども、やはり後期基本計画は長期にわたって審査しましたという注釈を入れて、今のボリュームでいいと思います。また反対討論につきましても、今回は2件ですけども、今後4件、5件、6件あった場合というのはまた部会で検討して、ページは今のままでいいと思います。

宮本政志委員長 今は私が皆さんの意見で統一したいのは、今後も反対討論について云々はまだ関係なくて、今回の議会だよりについてこの画期的な反対討論を掲載という案が出てきてってことで、その点について少し割れていますよね。後期基本計画にもう少しページを割くべきだ。そのためなら反対討論の枠は1ページ取るんじゃないかって、もう少し少なくするべきだという意見と、いや1ページずつでいいんじゃないかっていう意見が出ているんですよ。それぞれ私が指名して発言ができるようでしたら、挙手してどんどん発言していただきたいですけど。御意見はありますか。

濱本健吾委員　今回もともと、最初に興味を持ってもらうことを主眼に置いております。そのためには見やすさというのもやはり大きい論点だと考えています。もし反対討論を半分に削って、後期基本計画を1．5ページにした場合、ちょっと見にくくなってしまうっていうことがあるので、デザイン、見やすさっていう面からも1ページずつのほうがいいのではないかと思います。

北永千賀委員　後期基本計画がたくさんあるっていうのは分かるんですけど、やっぱり1ページにまとめてあるほうが市民の目線としては読みやすいと思いますし、反対討論というのは今までなかったもので、これが1枚の紙に書いてあるっていうのも、限られた紙面の中でいかに市民が見やすくするかということで改めて話し合ったことですので、取組として認めていただけたらと思います。

宮本政志委員長　そのほかございますか。当然、読まれる市民の方に分かりやすく伝えたいとか、見やすい、疲れにくい、ぱっと目につくっていうようなところを目指していますっていうのは分かりますね。ただ白井委員が言ったように、後期基本計画について物すごく長い時間をかけて審査したわけですね。そうすると、一番大切な議会としての説明責任よね。その説明責任という意味で、後期基本計画というのは、そういった説明責任の観点から見るべきではないかっていう意味合いを僕はちょっと感じたんだけど、ほかの委員の方はございますか。これは少し分かれているようなので、ここを決めていきますよ。でないと、広報部会が困るでしょうからね。中島委員どうですか。

中島好人委員　説明がありましたけども、8ページに後期基本計画の審査の内容の提案があったとき、副委員長からその上にかなり審議しましたという文書を入れてはどうかという提案があって、僕はそれが飲み込まれたというふうに思っているんで、この辺の8ページはいわゆる賛成みたいな形が取られて、審議の過程の中で反対の意見が出たっていう中身とい

うのは、僕は賛成です。量がどうってというのは委員会の班に任せますけどもね。僕はそういうふうに捉えているので、これはこれでいいと思っています。

宮本政志委員長　なるほどね。その辺りは、山田副委員長と共産党市議団で、お二人は政党会派を組まれているので、その資料の打合せをした結果、山田副委員長がそういう発言を中島委員にされたんでしょうね。先ほど恒松委員が言われたことと同じことを市議団の中でそういう情報交換をしてたんですね。それで現状の1ページずつでいいですよってことね。そのほかございますか。ないですか。どちらにするかっていうのは二つよね。ここでどちらかに決めさせてもらうか、広報部会から両方の案を出してもらって、次の委員会でそれを決めていくかっていうことなんですけど、濱本部長やほかの広報部会の委員の人たちは、どうですか。両方次にお見せして決めてもらうほうがいいですか。それとももうどちらか方向性を決めてもらったほうがいいですか。これは物理的なものもあると思うんですよ。

奥良秀委員　私としましては、今広報部会でこういうレイアウトの案をつくられているところだと思うんですが、ちゃんと今回は画期的な反対討論を載せられたっていうところの論拠というか、やはり市民が読みやすいように、またそういった画期的なものを載せているのであれば、レイアウトをこのようにという案のとおりでいいと思います。

宮本政志委員長　広報部会、さっき私が聞いた件で何か意見がありますか。

伊場勇委員　今回全14ページで構成させていただきました。これを15ページにするというのは紙の構成上、結構難しくて。なので、1ページ増やすのはちょっとなしで。反対討論を載せずに基本計画を2ページにするのか、先ほど濱本部長が提案した基本計画を1ページ、反対討論を1ページにするのかっていうところをもうここで決めていただいたほうが

広報部会としてはありがたいです。構成とか全てに関わってきますので、そのほうがありがたいです。

宮本政志委員長 1 ページ増やして 1.5 ページというのはちょっとできないことなので、今の 1 ページずつの濱本部会長の説明どおりの内容でいいか、あるいは、例えば後期基本計画を 1.5 ページに増やして、反対討論に関しては縮小したほうがいいかっていうところですよね。濱本部会長、伊場委員はもうはっきりこの場で決めてくださいってことですけど、部会長の判断はどうですか。

濱本健吾委員 議会だよりについては締切りも迫っております。できればこの場で決めていただければと思います。

宮本政志委員長 後期基本計画は、先ほど言われたように、重点プロジェクトの原案を考えたのは藤岡委員かな。それとあと 3 常任委員会の委員長よね。今の掲載内容を決められた方々にとっては、もう半ページ増やすっていうのは物理的になかなか難しいのかな。

藤岡修美委員 重点プロジェクトについては、増やすのはやぶさかではない。

恒松恵子委員 産業建設の所管部分につきましては、貴重な意見をクローズアップしました。自由討議も載せており、このままのレイアウトで十分市民に伝わるかなと考えております。増やすのは厳しいと思います。

宮本政志委員長 物理的になかなか難しいか。締切りも迫っているしね。奥委員と中岡委員長、意見をお聞きしていいですか。

中岡英二委員 総務文教も先ほど Q & A が抜けているっていうことなのでそれを追加して、今までどおりの紙面のほうがやりやすいです。

奥良秀委員 濱本部会長とレイアウトを御相談させていただいて、きちんとQ & Aを載せて自由討議ということで、やはり委員会の中でも一番重要なことを載せていきたいというお話だったので、私は広報部会に出されている案でいいと思います。

宮本政志委員長 今の奥委員の意見からいったら、ページを増やしてもう少し詳しく載せてほしいんだけどって受け止めたけど、そうじゃないよね。奥委員、もう一回言ってください。今のは少し僕の受け止め方が違うのかな。

奥良秀委員 濱本部会長ときちんと意見交換をしながら、レイアウトが決まっている段階と聞いております。私としたり、そこに載せられるものはきちんと載せておりますので、このままでいいと思います。

宮本政志委員長 違う違う。そうじゃなくて、レイアウトはこれでお願ひしますって言ったけど、もしレイアウトが半ページ分増えたときに、どうなのかってことをお聞きしているんですけどね。

奥良秀委員 私はこのレイアウトの中で後期基本計画のことが十分に載せられると確信しております。

宮本政志委員長 ということは、奥委員も恒松委員も中岡委員も、もうこれで十分足りていますよってことよね。つまり半ページ増やす必要はないってことを言われたよね。

白井健一郎委員 反対討論のページです。反対討論が二つあったと思いますが、一つの後期基本計画についての反対討論は後期基本計画に載っているわけです。この議論の中に。一方で、もう一つの市職員の給与条例に関しては、そもそもの執行部の説明とか賛成意見とかがこの議論には載っていないわけです。だから、反対討論だけを抜き出して、果たして読んで

いる側に意味が分かるのかという問題もあります。ですから、その辺も例えばページ数を変えないなら反対討論の構成をちょっと変えて、しっかり賛成意見と反対意見が出るような形で載せるというような工夫が必要だと思っています。

宮本政志委員長 白井委員、賛成意見、反対意見と反対討論っていうのは、線引きがよく理解できないんだけどね。自由討議の中で賛成か反対か——仮に自由討議があった場合、そこで自分の意見を言うよね。自由討議の後に討論、採決っていうのはセットで、その討論のときに自分は反対だ、賛成だと表明するわけよね。ただ、このたびはさっき部会長は賛成討論がなかったからって言ったよね。だから今回、反対討論のみしかなかったと。まずそこは整合性を図ったってことを言われたんだけど。だから意見がどうこうじゃなくて、他の方はどうですか。

白井健一郎委員 市の職員の方の給与条例に関して、そもそもその条例がどういうものであったのか、執行部提案がどういうものだったのか、それに対してまずその説明があって、賛成討論がなかった、反対討論があったというなら分かります。それで最終的な数字が出るなら。今のままでは議案のタイトル名だけがあって、反対討論だけしかないわけですよね。これじゃちょっと全体像を果たして表しているのかどうかは分からないと思います。

宮本政志委員長 今の白井委員の意見についてどうですか。何か御意見がございますか。要は、反対討論は何について反対討論をしたのか、その「何に」に関してもう少し詳しく載せないと、反対討論だけ載せたのでは市民の方はそれを見たときに分かりにくいんじゃないのかっていうことですよね。

濱本健吾委員 議会だよりの文面っていうのは限られたところで、やっぱり全てを載せることはできないです。これを入り口にして、例えば山陽小野

田市のホームページから議会の議事録に飛んでいただくとか、そういう形でそれぞれが感じていただければと思っております。

宮本政志委員長 ほかに御意見はございますか。御意見ないですか。そうすると、広報部会としたら、早めに決めてもらわないと案を出して云々ができないって言われたので。それでは、委員会議決に入りましょうか。まず、広報の濱本部長から案が出ましたよね。後期基本計画に1ページ取らせてもらって、それから次のページに1ページ反対討論。これはお二人で二つなのかな。間違えたらいけないから、そこをもう一回確認します。

濱本健吾委員 今回、第二次後期基本計画に係る後期基本計画の策定についての原案部分の山田議員の反対、山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての濱本議員の反対の二つになります。

宮本政志委員長 その二つの反対討論について1ページを使いますよということに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

宮本政志委員長 そうすると賛成多数ですので、この後期基本計画と反対討論に関しては、今の広報部会の流れでやってください。それから次は……

白井健一郎委員 今、多数決は図られなかったんですけど、要はその1ページを使った上で、段組といいますか私が今指摘したこと、つまり、市の職員の給与条例に関してそもそもどういう条例であったのかという説明がない。だから、反対だけ今載せているわけですよ。これについてちょっとその一工夫が欲しいと思うわけです。

宮本政志委員長 そうすると、白井委員は今そういう一工夫をしてくれるので

あれば、1 ページずつで、別に全面的に否定するわけじゃないよってことかな。それは広報部会はどうですか。ちょっと紙面がないので分からないけど。その辺はどうか物理的に説明できるのかな。

濱本健吾委員 部会に持ち帰って、もう一度構成を考えたいと思います。

宮本政志委員長 考えるんじゃないくて、今、白井委員の要望に関して可能かどうかっていうのをまず言ってください。

伊場勇委員 濱本部会長の補足をしますけれども、白井委員から言われた内容について、どこまで二つの反対討論を要約できるか。ただ、言われていることはごもっともだと思いますので、反対するものが何だったのかというところは、できるだけ参考にさせていただいて作成しようと思います。

白井健一郎委員 はい、納得しました。

宮本政志委員長 何について反対討論をしたのかを議会としての説明責任と市民の方にとって分かりやすい議会だよりの作成という観点から掲載をしていく方向で、広報部会で工夫を重ねていただくことでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、次のページに行きましょうか。

濱本健吾委員 次が10 ページ目になります。10 ページ目は、1 月臨時会の内容について載せております。内容としては、産業建設分科会からスマイルチケットが発行されることが決まりましたのでそちらを載せました。また、民生福祉分科会で子育て応援手当を子供1 人当たり2 万円給付されるということが決まりましたのでそちらを載せました。

宮本政志委員長 ちょっと確認させてもらうけど、スマイルチケットは産業建設常任委員会所管かな。子育ては民生福祉常任委員会所管。この内容は

もう各委員長に確認されておられるんですかね。

濱本健吾委員 産業建設常任委員会所管部分については恒松委員長に、民生福祉常任委員会所管部分については藤谷副委員長に依頼しております。

藤谷圭子委員 これに関しては、まだ委員長に確認してもらっていないので、最終的には確認したものを記載したいと思っております。確認していただきます。

宮本政志委員長 今の民生福祉常任委員会所管部分の内容は委員長に確認をしっかりとさせていただきますということですが、この二つを次のページに掲載するという点に関して、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）濱本部会長と藤谷委員は、その辺りをしっかりと民生福祉常任委員会の奥委員長とすり合わせをして間違いのないように確認を取ってください。次のページは。

濱本健吾委員 次のページは賛否の分かれた議案の議決結果を載せました。また、今回それとは別に全員賛成した案件も載せております。これは今まで賛否が分かれた議案のみの場合、全て反対しているように見えるという市民の方からの意見等もあったため、今回は全員賛成した案件も載せました。

宮本政志委員長 今の説明について意見はございますか。

矢田松夫委員 この結果と先ほどの反対討論のところに人数も必要かなと思うんだけど、これを参照してくれぐらいのことを書いたほうが分かりやすいんじゃないかと思うんですよね。反対討論の記載のところに、この11ページの賛否の分かれた議決結果を参照してくれというのが分かりやすいんじゃないかと思うんです。

宮本政志委員長 今回の矢田委員の意見については、よろしいんじゃないかな。

必要ないという方はいらっしゃいますか。いらっしゃいませんね。広報部会は、物理的に大丈夫ですか。

濱本健吾委員 スペースがありますので、そちらのほうは問題ありません。

宮本政志委員長 だから、矢田委員の提案に関しては、記載をしていく方向でよろしいですね。

白井健一郎委員 全員賛成の議案を載せることに関しては私も賛成です。ただ、仮に例えば議案がたくさん出てきて、スペース上載せられないのではないかと思われるときにはどうなさるおつもりですか。

宮本政志委員長 今回は物理的に全部載せられるんでしょう。考えられるのは、3月定例会とか9月定例会とかの議案がものすごく多い定例会に関しては、またそのときの議会だよりの発行についてしっかり今の白井委員の意見を参考に部会で議論してください。

白井健一郎委員 どれだけ数が多くても、毎回全ての議案を載せることが私の意見なんです。だから、スペースによって載せたり載せなかったりしていたら見ている市民が混乱しますので、その辺をしっかりと考えていただきたいと思っています。

宮本政志委員長 広報部会は、参考意見としてしっかり考慮してください。委員長としても今の白井委員の意見はしっかり覚えておきます。そのほか御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では次のページ。

濱本健吾委員 次のページは一般質問について載せております。今まで一般質問は5ページから6ページぐらい使っておりました。しかし、今回は1ページにまとめました。理由として、一般質問は議会活動と議員活動の

二つが交差したようなものになります。そういった意味では、議会活動を載せるのが議会だよりですので、優先順位が下がり今回1ページにしました。その代わり、全議員に対してQRコードを載せ、それぞれの一般質問動画のリンク先に飛べるようにしております。

宮本政志委員長 意見はございますか。議員一人の一般質問につきQRコードがついているから、今回掲載するのは何人って言いましたか。

濱本健吾委員 今回は12人になりますので、12人それぞれにQRコードをつけております。

宮本政志委員長 そういうことね。あとの記載はQRコードのみですか。それとも、議員の名前とQRコードのみですか。

濱本健吾委員 一般質問の大項目を載せております。

宮本政志委員長 なるほど。そうすると、何々議員、大項目、一般質問でこれを行いましたよってことを掲載して、さらにその議員のユーチューブに飛んでいけるようなQRコードをそれぞれ掲載していますと。御意見はございますか。

矢田松夫委員 議員の質問項目の見出しの字数は無制限って決めているんですか。

濱本健吾委員 今回は大項目のみを載せております。ページに制限があるので無制限というわけではございません。

宮本政志委員長 ではなくて、矢田委員が聞いたのは、恐らく大項目をそのまま掲載したかどうかってことかな。だから、大項目の文字数が非常に少ない議員と物すごく大項目の文字数が多かった議員に関係なく、そのま

ま制限なく載せたってことですか。それを今聞きたかったんじゃないかな。その点はどうですか。

濱本健吾委員 大項目をそのまま載せているため、1行の方もおられます。

宮本政志委員長 そのほか意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

濱本健吾委員 委員長すみません。補足があります。それとは別に論点と回答も今回QRコードつきで載せております。

宮本政志委員長 よろしいですか。では次のページどうぞ。

濱本健吾委員 次が13ページ目になります。残り2ページになります。13ページ目は、議会モニターの募集について載せております。これは広聴部会から載せてほしいというリクエストがあったため、場所を取っております。

宮本政志委員長 これは広聴部会A班のほうか。先ほどの議論で、モニター制度の募集について議会だよりでお願いしますというところは決まってきたんですけど、内容に関しては、広聴部会Aと今からすり合わせをしていくんですね。

濱本健吾委員 今からすり合わせをしてつくっていきます。

宮本政志委員長 その内容についてはどちらがつくるのかな。基本的には広聴部会Aがつくるんですか。

濱本健吾委員 基本的には広聴部会Aに文言を頂いて、こちらと協力してやっていこうと思います。

宮本政志委員長 なるほど。ちょっと急がないといけないですね。その点について御意見等はございますか。質問でもいいけどないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、最後のページに行ってください。

濱本健吾委員 14 ページ目は表紙を除いて唯一のカラーになるため、カラーを生かしたようなデザインにいたしました。具体的には、市民の方が気になる課題として、きらら交流館が今どうなっているかっていうことで、きらら交流館とは何なのか、どういう設備ができるのか、工期と予算額というものを載せました。また、そのほか、3月定例会の予定は前回も議会だよりに掲載しているので載せております。また、新しいものとして4コマ漫画を載せております。この内容は、議会に行ってみたい、行ってみようというふうな流れで、最後に山陽小野田市役所の3階で傍聴ができること、予約等は必要ないので日程を確認の上、ぜひ議会に来てくださいという文言を載せました。そして下側に発行、山陽小野田市議会と、郵便番号、住所、電話番号、発行日、市議会のホームページ、市議会フェイスブック、市議会インスタグラム、市議会ユーチューブのQRコードを載せております。

宮本政志委員長 今の説明で御意見等はございますか。何か抜けたような気がするんだけどな。以前の議会だよりの最後のページで、ぴんどこないけど。何か抜けたような気がするんだけど、抜けてないですか。

濱本健吾委員 従来であれば、発行担当委員会の編集後記っていうか編集者の言葉を載せていたんですけど、なかなか見ていただけないだろうということで今回外しました。

宮本政志委員長 その点についていかがですか。それで4コマが加わったのかな。

濱本健吾委員 そこの部分に4コマが入っております。

宮本政志委員長 その点について御意見等はございますか。編集後記がなくな
って、4コマ漫画の内容は部会長から説明があったけど。意見はないで
すね。では、それで最終ページは大丈夫ってことですか。よろしいです
ね。（「はい」と呼ぶ者あり）

奥良秀委員 先ほど議会の中で、賛否が分かれた議案等々があったと思うんで
すけど、今回ちょっと常任委員長としてはイレギュラーなことがありま
して、常任委員会の委員会では賛成をされて、本会議場で反対をされた
方がいらっしゃいます。その辺はどのように記載されるのでしょうか。

宮本政志委員長 ちょっと待ってよ、奥委員。議会だよりの先ほど説明があっ
た議案に対する可否については、本会議場の最終可否についてを載せて
いるので、委員会の可否についても載せるページはあったかな。なかっ
たよね。濱本部会長、ちょっと確認させてください。あくまで本会議よ
ね。

濱本健吾委員 本会議の賛否の分かれた議案についてはありますが、委員会に
ついてはありません。

奥良秀委員 その中で今回はちょっとイレギュラーなことがありました。本来
であれば、委員会で賛成されたのであれば本来は議場で賛成されるんだ
と思っているんですけど、今回は反対ということがありましたので、そ
の辺もやはり市民の方に分かりやすく情報提供するために、どのように
考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

宮本政志委員長 今の質問は委員長の私ですか。それとも、濱本部会長に対す
る質問なのかなと思うけど。ちなみに仮に全議案、委員会とか分科会と
か。分科会はないな。分科会是一般会計予算決算だ。それから3常任委
員会で、議案の採決をした結果まで載せると、市民の方は何が何だか分

からなくなるよね。もっと紙面を使わないといけなくなるから、委員会の採決の可否についてはまず載せる必要ないと僕は委員長として思うし、それから委員会で議案に対して賛成をしたけど、本会議の採決になったら否決に回った。その逆、仮に委員会では否決したけど、本会議の最終的な可否については賛成したっていうものは、本会議の最終の議決というのが議員の本当の最終的な判断であって、それについて違ったらどうなのかということに関しては、実は僕は答えを持っているんだけど、ここは議会運営委員会じゃないので。奥委員、それを論点にしたいのなら議会運営委員会に持ちかけていただいて、この議会だよりに関しては、私は委員長として委員会の可否については掲載する必要はないと思います。

奥良秀委員 私としては、議会運営委員会でどうこうという話を持ち込むつもりではなく、あくまで今日の広報広聴特別委員会の中で、議会だよりの広報部会に対して、今後どのように考えられるかということを教えていただけたら。

宮本政志委員長 なるほど。単純に、もしそういうイレギュラーなことがあったら、そのこともちゃんと議会だよりで市民の方にお知らせしてねってことを言いたいんですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そういうことか。それについては、また広報部会で議会だよりの作成に当たって、今回じゃなくて今後イレギュラーが出たときは、それを検討してください。当然その内容については、最終的にはこの委員会で決めていくことですけどね。参考にしてください。そのほか御意見はございますか。

濱本健吾委員 訂正があります。14ページに、市議会ホームページのQRコード、市議会フェイスブックのQRコード、市議会InstagramのQRコード、市議会ユーチューブのQRコードを載せているとお伝えしましたが、正確には13ページ広聴の市議会モニターの下欄に載せております。申し訳ありません。

宮本政志委員長 それについては皆さんどうですか。（「なし」と呼ぶ者あり）
よろしいですね。そうしますと、議会だよりについて委員会の皆さんの
意見をお聞きして、意義があるかないかで確認をしていったことはもう
全て分かりました。先ほど採決もしましたしね。これからについては、
今の議決事項を前提として、広報部会で編集等を今からされますよね。
内容ががらっと変わるのはまた委員会にかけないといけませんけど、今
の説明を前提にして多少の軽微な変更については、広報部会に私も山田
副委員長としっかり参加します。ですから、その辺りの軽微な訂正や修
正に関しては、委員長に一任していただいてよろしいですか。（「はい」
と呼ぶ者あり）それでは、議会だよりの発行についてはそのほかはもう
よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では本日の付議事項の４番、
その他に入ります。議会報告会、議会モニター制度について、先ほどの
議会だよりの発行についても踏まえて、もし何かあればその他のところ
でまず言っていたきたい。１、２、３番について関係ないことは、そ
の後で言っていたきたいんですけど何かありますか。

矢田松夫委員 今日の議論の進め方ですが、Ａ班の手持ち資料があって、それ
は手持ち資料でいいんだけど、僕たちには何もなかった。さっきのモニ
ターの要綱を修正したところを含めて議論したところ、メモを取ろうっ
ていうのができないよね。だから結局、自分がメモ用紙を持ってこない
のが悪いんだと言われたらそれまでだけど、できれば共通の議論をする
のであれば、Ａ班ではこういうことをしたよ、こういう議論をしていま
すっていうことぐらいは紙にあったらいいんじゃないかなと思います。
もちろんＢ班も委員長が一々玉投げるよりは、議論を高めるためにこう
いうことを考えているという資料が必要であったんじゃないかと私は思
った。

宮本政志委員長 今、矢田委員が言われた意見に関しては、今後私が委員長と
して注意していきましょう。本来は説明責任を負う議会であり、透明性

や開かれた議会ということを言っているのであれば、今日の特別委員会に関して、必要な委員会資料は提出してホームページもアップするべきなんですね。適切な委員会資料を私の力量不足で今日用意できませんでしたので、あくまで口頭で説明するしかなかったんですね。今、矢田委員が言うことはごもっともです。だから今後は早めに議員の皆さん全員、それからホームページ等も踏まえた公開できる委員会資料を作成していきましょう。それは矢田委員、注意していきますので。ありがとうございました。そのほか何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

濱本健吾委員 議会報告会の動画についてになります。議会報告会の動画について、現在効果を再検討しており、広報活動について、ほかのもの、ショート動画やInstagramの活用等も今考えています。その中で議会報告会動画については今回作成せず、今後も検討していこうと考えています。

宮本政志委員長 なるほど。今の動画について、御意見等はございますか。（「報告のとおりでいいんじゃない」と呼ぶ者あり）挙手して言ってくださいね。

山田伸幸副委員長 報告のとおりでいいと思います。

宮本政志委員長 山田副委員長から、濱本部会長の報告のとおりで異議がないということですけど、皆さん異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）そのほか、委員の皆さんございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、ちょっと委員長から1点あります。中学生傍聴について、事務局から説明できますか。

末岡議会事務局書記 前期広報特別委員会の取組に中学生を対象とした本会議傍聴がございます。こちらは令和5年度から今年度まで3回実施しております。来年度、実施するかどうかを御協議いただけたらと思います。

宮本政志委員長　今、末岡事務局から説明がございましたけど、これは早く決めてあげないと。もう３月に入ってくると、学校も今度は決めづらくなるので。今の中学生傍聴の件は、またこのままやっていく方向でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。詳細については、事務局とまた少し詰めていかないといけないね。学校側のほうもあるし、いろいろあるので。それは事務局、詰めていきましょう。

奥良秀委員　中学生の傍聴をされた後に、たしか中学校に訪問して意見交換会もされていたと思うんですが、それもセットということでよろしいでしょうか。

宮本政志委員長　まずは、事務局からありましたけど、これをするかしないかということを早めに決めて、それを今度の協議の場に早く一事務局のほうも時間がなかろうからね。今、開催することに関しては議決を取りました。そのあと、中学生と意見交換をするかしないかというのは今後の委員会で決めていきましょう。セットにするとおかしくなるからね。よろしいかな、奥委員。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはございますか。それでは、今度最終的に議会だよりあるいは意見交換会等の案を出してもらって、委員会議決をしていかないといけないところがございます。次回の広報広聴特別委員会なんですけど、２１名の大所帯なので、議長、副議長、ほかの方々、それから事務局、来週の予定をいろいろお聞きしております。来週の水曜日、１月２８日だったかな。事務局どうだったかな。間違いがあったらいけないけど、大丈夫ですね。１月２８日の水曜日に広報広聴特別委員会を開催しようと思っているんですが、午前と午後の都合をお聞きしたいです。午前御都合がちょっと悪い方はいらっしゃるかな。藤岡委員ね。中島委員もね。午後ちょっと都合がよろしくないなっていう方はいらっしゃいますか。２８日の水曜日の午後で大丈夫ですか。

大年恒夫委員　夕方５時ぐらいは（聴取不能）ですね。

宮本政志委員長　なるほど。じゃあ午後はちょっと怖いな。そうしますと、１月２８日水曜日の午前中ということで、時間は何時開催がよろしいですか。９時でも９時半でも。１０時でしたらちょっと昼をまたいだらいけないな。９時半でもよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは１月２８日、来週の水曜日午前９時半から広報広聴特別委員会を開催するということでよろしくお願いいたします。そのほかもございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、大変長時間にわたりましたが、本日の広報広聴特別委員会は閉会いたします。お疲れさまでした。

午後７時１１分　散会

令和８年（２０２６年）１月２０日

広報広聴特別委員長　宮　本　政　志